

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項 [1]公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

■現状分析

中心市街地の中央部に位置するJR草津駅は、京都へ20分、大阪までを50分で連絡するとともに、滋賀県の北部や東部とも連絡しており、滋賀県で最も多くの乗降客数となっている。

一方、JR草津駅からは、毎時10本以上のバス路線が市内各地へと連絡しており、バス交通のターミナル拠点としての役割を担っている。

また、市では、高齢化にも対応できるきめ細かな公共交通ネットワークの構築に向け、「まめバス」（コミュニティバス）の実証運行を行っており、市域全体に比較的利便性の高いバスネットワークが構築している。

しかしながら、市民アンケートによれば中心市街地を利用する際の交通手段として、自家用車を利用する人が全体の50%程度を占める中、バスの利用者は3%程度と極めて低い利用率となっている。

これは、滋賀県における比較的高い車所有率を背景として、中心市街地内の商業施設や公共施設等に十分な駐車場が確保されていることに加え、バス路線が市内各地域とJR草津駅とを結ぶ直線的な構造となっており、特にJR草津駅東西の商業施設や公共施設等の利用には、分かりにくく煩雑な乗り換えが必要となっている点が要因として考えられる。

このため、中心市街地への公共交通によるアクセス性の向上を図るため、これらの商業施設や公共施設を中心として、中心市街地の様々な生活拠点間を循環するバス路線を運行し、1日パスポート、乗り継ぎ割り引き等のソフト施策と併せて、利用者にとって分かり易く、使い易いバス交通の構築が求められている。

加えて、バス路線の再編によりJR草津駅への接続路線を増加させるとともに、駅からの郊外大規模医療施設等への運行路線を整備するなど、草津駅の持つバスターミナル機能を強化し、中心市街地への来街者を増加させる取り組みが求められている。

また、市民アンケートでは、中心市街地の利用者の約30%の方が、駐車場や駐輪場が少なく困ったことがあると答えておられ、中心市街地内の駐車場の状況等を適切に案内するため、エリア内の駐車場連携の促進や利用情報発信のためのシステム構築が求められている。

■公共交通機関の利便性の増進の必要性

これらの現状を踏まえ、「まちの強みをいかし、拠点形成とそのネットワーク化を図る」「草津の活力を生み出す新たな事業者を創出する都市環境の形成を図る」「子どもからお年寄りまでの暮らしを支えるコミュニティや都市機能の強化を図る」の三つの観点から中心市街地の活性化を目指す上で必要性が高く、目標達成に大きく寄与する「公共交通機関の利便性の増進の必要性」として、以下の事業を今回の活性化基本計画に位置付けるものである。

- (1) 中心市街地の生活拠点を循環し、まちなかを循環するバス路線の運行と一体的に行うバスの使い易さの向上に関する事業
- (2) JR草津駅へのバス路線の接続数の増加と併せて行う駅ターミナル性を高め、総合的に中心市街地へのバス利用者数を増加させるための事業
- (3) 中心市街地内の駐車場情報の発信と一体的に進めるまちなか駐車場の利活用の検討に関する事業

■フォローアップの考え方

毎年、草津市中心市街地活性化協議会において事業の推進状況について報告を行うため、各事業の進捗調査を毎年実施し、協議会での協議を踏まえ必要に応じて改善措置を講じることで、活性化の目標達成に向けて効果的な推進を図る。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業
該当なし

(2) ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業
該当なし

(2) ② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業






事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項		
事業名:「まめバス」まちなか循環線運行事業	交通事業者	現在、中心市街地へアクセスするバス路線は、JR 東海道線の東西において分断されており、中心市街地の公共施設等を利用するには煩雑なバスの乗り換えが必要となっている。	支援措置の内容: 地域公共交通確保維持事業			
内容: 中心市街地の拠点間を結ぶ循環バス路線の運行					このため、地域公共交通会議との連携を図りながら、市のコミュニティバスである「まめバス」の路線を再構築し、誰もが使いやすい「まちなか循環路線」の運行を図る。	実施期間: 平成25年度～平成27年度
実施期間: 平成25年度～					この事業により、周辺地域からの公共交通としての利便性を高めるとともに、中心市街地の歩行者の増加、回遊性の向上に結びつくものであり、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」及び「幅広い世代が交流するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。	

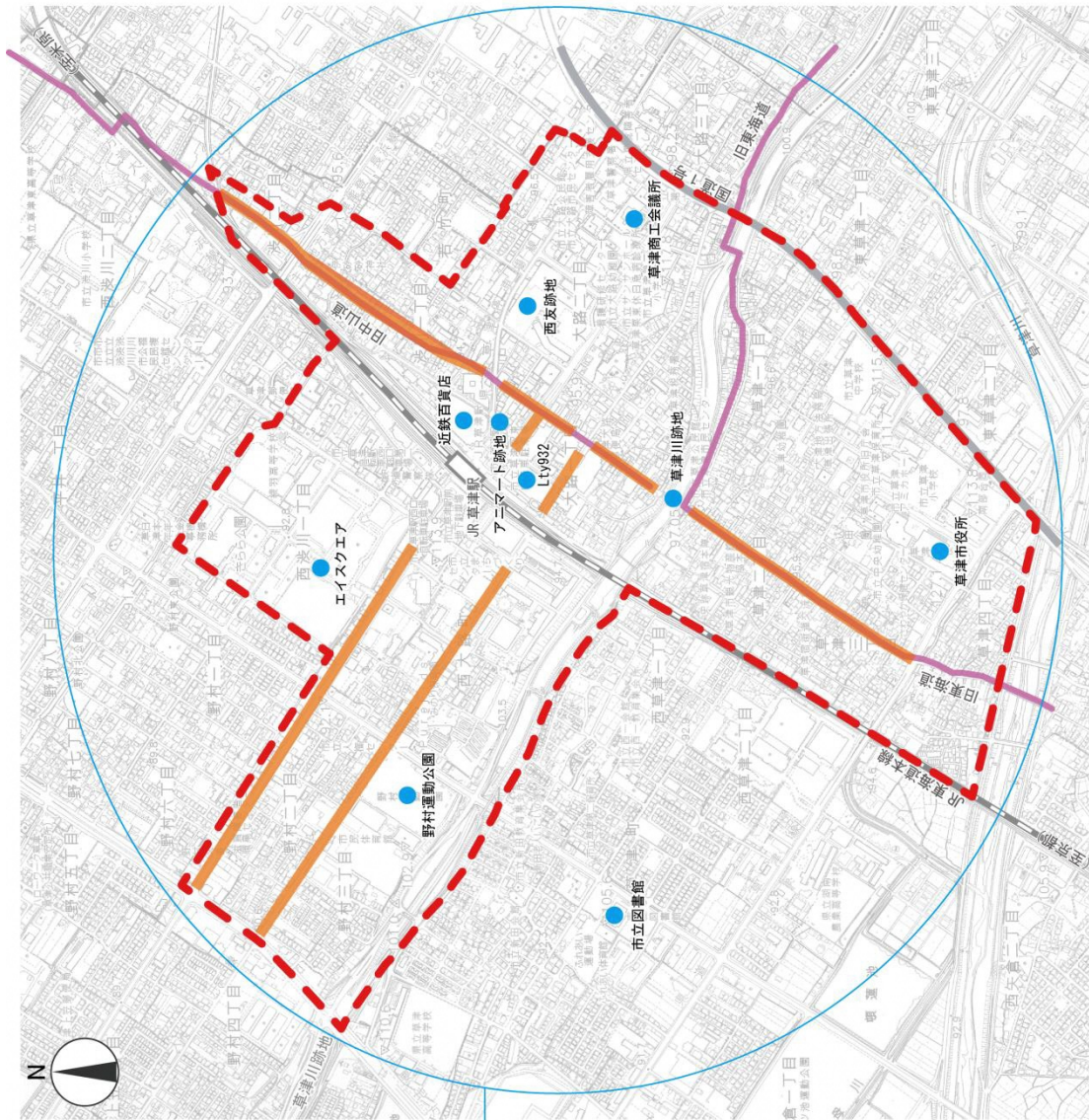
(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名:「まめバス」路線駅接続化事業</p> <p>内容:バス路線のJR草津駅への接続数の増加</p> <p>実施期間: 平成25年度～</p>	交通事業者	<p>民間バス路線における公共交通空白地・不便地の交通弱者対策として進めている「まめバス」の路線を再編し、草津駅への接続路線を増加させるとともに、駅を中心に郊外の医療施設との接続を図り、JR草津駅のバスターミナルとしての利便性を向上させる。</p> <p>この事業により、公共交通によるまちなか利用者の増加を図るものであり、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」及び「幅広い世代が交流するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業と位置付けている。</p>	<p>支援措置の内容:</p> <p>実施期間:</p>	
<p>事業名:「まめバス」利用促進事業</p> <p>内容:1日パスポート券、乗り継ぎ券の発行</p> <p>実施期間: 平成25年度～</p>	交通事業者	<p>公共交通の利便性を高め、誰もが使いやすいバス路線とするためのソフト施策として、これまでも行ってきた往復割引に加え、まちなか循環線での1日パスポート券の導入やJR草津駅からの乗り継ぎ券を発行する。</p> <p>この事業により、公共交通によるまちなか利用者の増加を図るものであり、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」及び「幅広い世代が交流するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業と位置付けている。</p>	<p>支援措置の内容:</p> <p>実施期間:</p>	
<p>事業名:(再掲)中心市街地情報発信事業</p> <p>中心市街地の情報集約と戦略的発信システムの構築</p> <p>実施期間: 平成26年度～</p>	草津まちづくり株式会社、草津市、民間事業者	<p>個々の事業者により発信されてきた中心市街地内のイベント、店舗に加え、路線バス、駐車場などの交通アクセス等の情報を、まちづくり会社のホームページやタウン誌等を始め、公共施設や店舗など様々な場所で、各種媒体を通じて総合的に発信することについて、活性化協議会で検討しながら進めるもの。</p> <p>このことは、中心市街地の利用者増加に加えて、訪れた利用者がまちを歩く動機を高め、回遊性を高める取り組みであり、「歩いて楽しい回遊性の高いまち」及び「个性的で魅力のある店舗が集積するまち」を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>内容:</p> <p>実施期間:</p>	

<p>事業名:協議会プロジェクト会議推進事業</p>	<p>草津市、まちづくり会社、中心市街地活性化協議会</p>	<p>本市の中心市街地活性化協議会は、総会、タウンマネジメント会議(定例会)のほかに、課題に関する団体・人によるプロジェクト会議を設置することとしており、中心市街地の活性化に必要な事業の掘り起こし、具体事業の検討、計画の作成、事業推進を進めていくこととしている。</p> <p>これらのプロジェクト会議の活動を支援し、官民連携による活性化まちづくりを押し進める。</p> <p><input type="checkbox"/> まちなみ・ガーデンプロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史資源である本陣周辺エリアの旧街道の再生・活用に向けた事業検討 ・コミュニティガーデン組織体制づくり(ガーデンストリート、アニマート緑化広場、草津川跡地)など <p><input type="checkbox"/> テナントミックスプロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活性化拠点や商店街の空き店舗などまちなかへの魅力店舗の誘致に向けた協議・検討など <p><input type="checkbox"/> 情報発信(まちなか回遊)プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地に人が訪れ、さらに回遊を生み出すための情報発信の仕組みの検討 ・中心市街地内の駐車場の相互利用の検討 ・活性化拠点間を繋ぐ道路や案内看板などの再検証など <p><input type="checkbox"/> 賑わい創出プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活性化広場などのイベント推進や市民活動推進の仕組み作りの検討など 	<p>内容:</p> <p>実施時期:</p>	
<p>内容</p> <p>中心市街地活性化協議会に設置するプロジェクト会議の活動支援</p>				
<p>実施時期:</p> <p>平成25年度～</p>				

■8に掲げる事業及び措置の実施箇所

凡例	
	市街地整備事業
	都市福利事業
	商業・業務事業
	まちなか居住事業
	公共交通等事業



「まめバス」まちなか循環線運行事業
 「まめバス」路線駅接続化事業
 「まめバス」利用促進事業

事業エリアが特定されない事業
 協議会プロジェクト会議推進事業
 中心市街地情報発信事業

◇事業数と事業及び位置づけ

活性化の目標

歩いて楽しい
回遊性の高いまち
(46事業)

- 草津川跡地賑わい空間整備事業
- (仮称)野村スポーツゾーン整備事業
- アニマート跡地賑わい空間整備事業
- ・北中西・栄町地区市街地再開発事業
- ・草津駅周辺地区バリアフリー化整備事業

- (仮称)草津宿本陣歴史館整備事業
- ・草津宿本陣保存整備事業
- (仮称)市民総合交流センター整備事業
- ・つどいの広場「まめっこ」運営事業
- ・赤ちゃんの駅推進事業
- ・パワフル交流市民の日イベント
- ・くさつ市民アート・フェスタ

- ・宿場街道景観形成事業
- ・住宅・空き店舗等情報ストックバンク事業
- ・(仮称)大路区民まつり
- ・宿場街道のれん看板プロジェクト
- ・商店街ガーデンストリート事業
- ・東海道草津宿本陣通り景観重点地区形成事業

- 商店街テナントミックス事業
- 魅力店舗誘致事業
- 中心市街地情報発信事業
- ・東海道・草津宿テナントミックス事業
- ・まちなかバルの開催
- ・納涼まつり
- ・街あかり・華あかり・夢あかり事業
- ・草津宿場まつり
- ・草津駅前イルミネーション事業
- ・草津川跡地桜ライトアップ事業
- ・「夢本陣」交流・おもてなし事業
- ・草津とくどくガイドブック「くさぽん」発行事業
- ・手づくり草津宿本陣周辺散策マップ作成事業
- ・観光案内所運営事業
- ・観光案内所改修事業
- ・街道筋観光ガイド事業
- ・商店街活性化事業
- ・商店街クリスマスブーツギャラリー
- ・駅西口夏まつりインエイスクエア
- 草津川跡地テナントミックス事業
- ・中心市街地公共空間賑わい創出事業
- ・くさつ健幸ウォーク
- ・草津川跡地公園健幸ウォーキング&ランニング事業
- ・まちなか情報発信事業

- ・「まめバス」まちなか循環線運行事業
- ・「まめバス」利用促進事業
- ・「まめバス」路線駅接続化
- ・協議会プロジェクト会議推進事業

個性的で魅力のある
店舗が集積するまち
(20事業)

- 草津川跡地賑わい空間整備事業
- ・(仮称)野村スポーツゾーン整備事業
- アニマート跡地賑わい空間整備事業
- ・北中西・栄町地区市街地再開発事業
- ・草津駅周辺地区バリアフリー化整備事業

- (仮称)草津宿本陣歴史館整備事業
- ・つどいの広場「まめっこ」運営事業
- ・赤ちゃんの駅推進事業

- ・宿場街道景観形成事業
- ・住宅・空き店舗等情報ストックバンク事業
- ・宿場街道のれん看板プロジェクト
- ・商店街ガーデンストリート事業

- 商店街テナントミックス事業
- 魅力店舗誘致事業
- ・東海道・草津宿テナントミックス事業
- ・中心市街地情報発信事業
- ・まちなかバルの開催
- ・商店街活性化事業
- 草津川跡地テナントミックス事業

- ・協議会プロジェクト会議推進事業

幅広い世代が
交流するまち
(42事業)

- 草津川跡地賑わい空間整備事業
- (仮称)野村スポーツゾーン整備事業
- ・アニマート跡地賑わい空間整備事業
- ・草津駅周辺地区バリアフリー化整備事業

- (仮称)草津宿本陣歴史館整備事業
- ・「草津宿本陣」保存整備事業
- ・公立幼稚園と公立保育所の役割と機能検討事業
- (仮称)市民総合交流センター整備事業
- ・つどいの広場「まめっこ」運営事業
- ・子育て支援センター「ほかほかタウン」運営事業
- ・赤ちゃんの駅推進事業
- ・市民創作ミュージカルの上演事業
- ・移動図書館まちなか巡回事業
- ・コミュニティcafé ゆかい家運営事業
- ・パワフル交流市民の日イベント
- ・くさつ市民アート・フェスタ

- ・野村市営住宅跡地周辺活用検討事業
- ・木造住宅耐震・バリアフリー改修事業
- ・宿場街道景観形成事業
- ・住宅・空き店舗等情報ストックバンク事業
- ・(仮称)大路区民まつり
- ・淡川記憶館を生かした愛着あるまちづくり事業
- ・地域まちづくり計画策定事業
- ・草津記憶館作成プロジェクト
- ・宿場街道のれん看板プロジェクト
- ・大路区安全なまちづくりプロジェクト
- ・商店街ガーデンストリート事業
- ・東海道草津宿本陣通り景観重点地区形成事業

- ・納涼まつり
- ・街あかり・華あかり・夢あかり事業
- ・草津宿場まつり
- ・「夢本陣」交流・おもてなし事業
- ・商店街クリスマスブーツギャラリー
- ・駅西口夏まつりインエイスクエア
- 草津川跡地テナントミックス事業
- ・くさつ健幸ウォーク
- ・草津川跡地公園健幸ウォーキング&ランニング事業
- ・まちなか情報発信事業

- ・「まめバス」まちなか循環線運行事業
- ・「まめバス」利用促進事業
- ・「まめバス」路線駅接続化
- ・協議会プロジェクト会議推進事業

中心市街地活性化に向けた具体的な事業

基本的な方針の要素

市街地の
整備改善
(5事業)

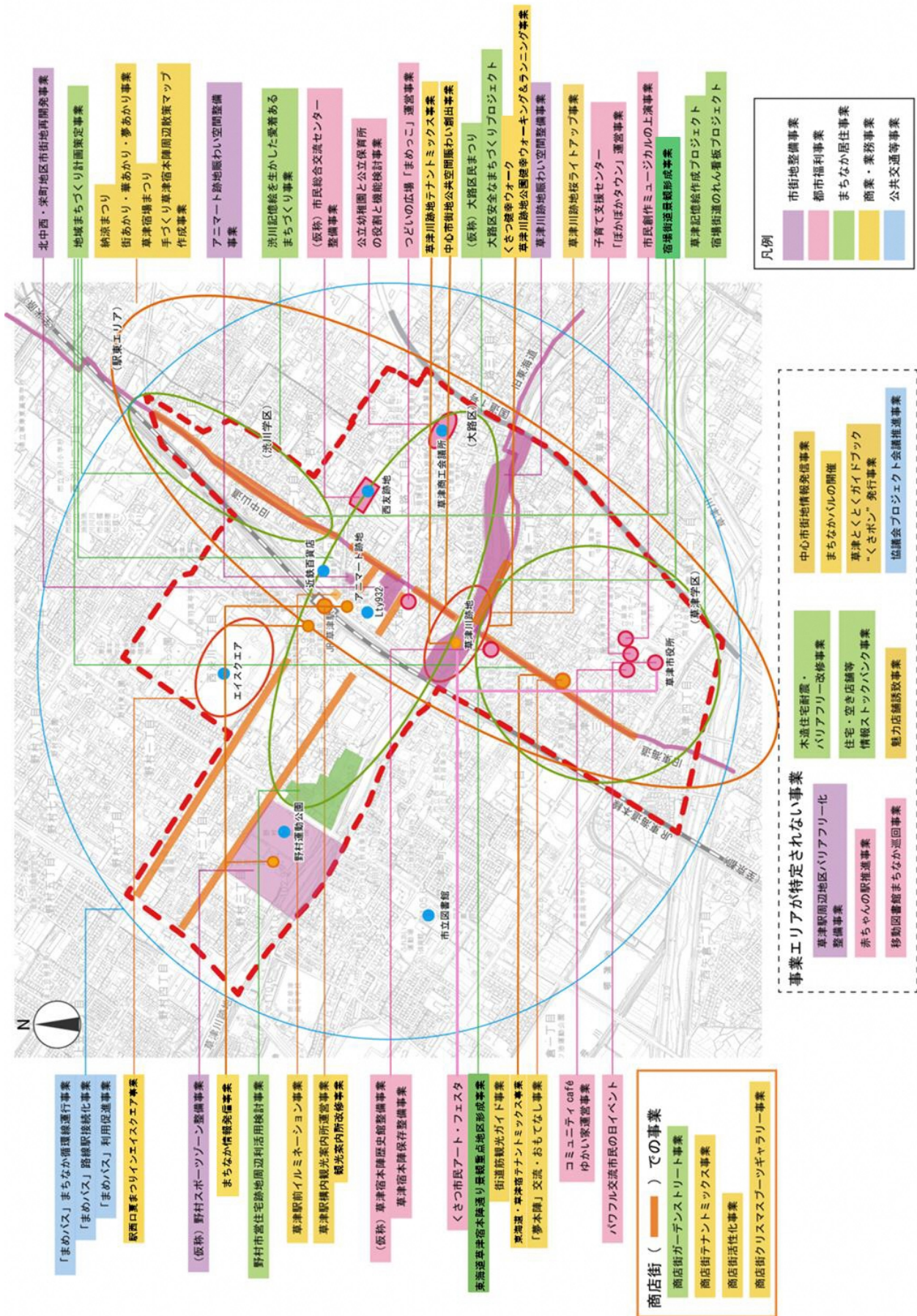
都市福利
施設の整備
(12事業)

まちなか
居住の推進
(12事業)

商業の
活性化
(24事業)

公共交通の
利便性促進等
(4事業)

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制

(1) 推進体制について

1) 庁内組織

中心市街地活性化を検討するため、平成24年度より、総合政策部に「都市再生室」を設置し、推進していく体制を整えている。(平成25年度に、都市建設部に移管)

2) 庁内委員会

中心市街地活性化に関する事項について、幅広い観点から検討および協議を行うことを目的として、草津市都市再生本部会議(以下、本部会議とする)を設置している。また、本部会議の所掌事務の遂行および円滑な運営のために、本部会議に作業部会を設置している。

①本部会議構成員

「草津市都市再生本部会議」の構成員は以下の23名である。

役職	所属	
本部長	市長	
副本部長	副市長	
	教育長	子ども家庭部長
	特命監(経営改革・草津未来研究所担当)	産業振興部長
	総合政策部長	特命監(都市再生担当)
	危機管理監	都市建設部長
	総務部長(兼法令遵守監)	都市建設部理事(景観・交通政策担当)
	まちづくり協働部長	都市建設部理事(都市再生担当)
	人権政策部長	都市建設部理事(住宅担当)
	市民環境部長	上下水道部長
	市民環境理事(廃棄物担当)	教育部長
	健康福祉部長	議会事務局長
	健康福祉部理事(健康増進担当)	

② 本部会議開催状況

「草津市都市再生本部会議」の開催状況は計18回である。

	開催日	内容
第1回	平成24年5月3日	草津川跡地の土地活用に関する事項 中心市街地活性化に関する事項 (1) 中心市街地活性化基本計画策定スケジュール等について (2) 国への取組概要書の提出について
第2回	平成24年6月7日	(1) 中心市街地活性化について ①取組概要について

		(2) 草津川跡地の土地利用について ①第6回草津市草津川跡地利用基本計画検討委員会の資料について
第3回	平成 24 年 6 月 26 日	(1) 中心市街地活性化に関する事項 ①今後の取組概要について ②第1回中心市街地活性化基本計画策定検討会について (2) 草津川跡地の土地活用に関する事項 ①草津川跡地利用基本計画の素案について
第4回	平成 24 年 8 月 2 日	(1) 中心市街地活性化に関する事項 ①第2回中心市街地活性化基本計画策定検討会について ②事業の洗い出し状況について ③スケジュールについて (2) 草津川跡地の土地活用に関する事項 ①第7回検討委員会について
第5回	平成 24 年 8 月 20 日	第 14 回草津川跡地対策特別委員会資料について
第6回	平成 24 年 8 月 29 日	(1) 中心市街地活性化に関する事項 ①中心市街地活性化基本計画策定スケジュールについて (2) 草津川跡地の土地活用に関する事項 ①第8回検討委員会について
第7回	平成 24 年 10 月 12 日	(1) 中心市街地活性化に関する事項 ①第3回草津市中心市街地活性化基本計画策定検討会について
第8回	平成 24 年 11 月 15 日	(1) (仮称)草津まちづくり株式会社の概要等について ①(仮称)草津まちづくり会社の概要について ②中心市街地活性化基本計画の策定状況等について
第9回	平成 24 年 11 月 21 日	第15回草津川跡地対策特別委員会の資料内容について
第10回	平成 24 年 12 月 4 日	草津駅東地区空閑地土地利用計画の基本方針(案)について
第11回	平成 24 年 12 月 20 日	(1) 第4回草津市中心市街地活性化基本計画策定検討会について (2) アニマト跡地賑わい空間整備事業(案)について
第12回	平成 25 年 1 月 17 日	(1) 草津駅東地区空閑地土地利用計画策定について (2) (仮称)野村スポーツゾーン整備基本構想策定について
第13回	平成 25 年 2 月 5 日	(1) 草津駅東地区空閑地土地利用計画策定について (2) (仮称)野村スポーツゾーン整備基本構想策定について (3) 第16回草津川跡地対策特別委員会資料について
第14回	平成 25 年 2 月 15 日	(1) 第5回中心市街地活性化基本計画策定検討会について (2) 草津川跡地整備事業に関する滋賀県からの支援について
第15回	平成 25 年 3 月 25 日	(1) 草津川跡地の整備に関する覚書について
第16回	平成 25 年 5 月 24 日	(1) パブコメ案について

		①草津市中心市街地活性化基本計画(案)について ②(仮称)市民総合交流センター基本構想(案)について ③(仮称)野村スポーツゾーン整備基本構想策定について ④草津市文化芸術機能等基本計画(案)について (2) 第16回草津川跡地対策特別委員会について (3) 第6回草津市中心市街地活性化基本計画策定検討会について
第17回	平成25年7月24日	(1) 都市再生特別委員会(7月29日)への提出資料について ①草津川跡地整備区間⑤の論点について
第18回	平成25年8月27日	(1) パブリックコメント結果に係る市の対応について ①草津市中心市街地活性化基本計画(案) ②(仮称)市民総合交流センター基本構想(案) ③(仮称)野村スポーツゾーン整備基本構想(案) ④草津市文化芸術機能等施設整備基本計画(案) (2)草津川跡地整備基本計画について (3)市議会への説明について ①都市再生特別委員会(9月4日)への提出資料について ②文教厚生常任委員会協議会(9月5日)への提出資料について (4)第7回草津市中心市街地活性化基本計画策定検討会(9月5日)について

③草津市都市再生本部会議設置要綱

「草津市都市再生本部会議」の設置要綱は以下の通りである。

草津市都市再生本部会議設置要綱

(目的)

第1条 中心市街地活性化に関する事項および草津川跡地の土地活用に関する事項について、幅広い観点から検討および協議を行うことを目的として、草津市都市再生本部会議（以下「本部会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 中心市街地活性化に関する事項
- (2) 草津川跡地の土地活用に関する事項

(構成)

第3条 本部会議の委員は、草津市庁議規程（平成18年草津市訓令第2号）第3条に規定する部長会議の構成員をもって充てる。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、本部会議を代表し、本部会議の職務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときまたは欠けたときは本部長の職務を代理する。

(会議)

第5条 本部会議の会議は、本部長が招集し、会議を主宰する。

(作業部会)

第6条 本部会議の所掌事務の遂行および円滑な運営のために、本部会議に作業部会を設置する。

- 2 作業部会の委員は、別表1に掲げる者とする。
- 3 作業部会の会議は、都市建設部都市再生室長が招集し、会議を主宰する。

(関係人の出席)

第7条 本部会議および作業部会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求めて、その意見または説明を聴くことができる。

(事務局)

第8条 本部会議の所掌事務を処理するため、都市建設部まちなか再生課に事務局を置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部会議の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月27日から施行する。

(草津市草津川跡地利用本部会議設置要綱の廃止)

- 2 草津市草津川跡地利用本部会議設置要綱（平成23年草津市告示第187号）は、廃止する。

付 則（平成25年4月1日草津市告示第94号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表1（第6条第2項関係）

都市建設部都市再生室長	
草津川跡地整備課長	商業観光課長
まちなか再生課長	産業労政課長
総合政策部副部長（草津未来研究所主任研究員）	農林水産課長
総合政策部副部長（企画調整担当）	都市計画課長
危機管理課長	景観課長
予算調整課長	都市建設部副部長（景観・交通政策担当）
財産管理課長	開発調整課長
まちづくり協働課長	土木管理課長
人権政策課長	道路課長
環境課長	河川課長
ごみ減量推進課長	公園緑地課長
社会福祉課長	住宅課長
障害福祉課長	建築課長
健康増進課長	上水道課長
長寿福祉課長	上下水道部副部長（上下水道担当）
介護保険課長	生涯学習課長
子ども家庭課長	スポーツ保健課長
幼児課長	文化財保護課長
発達支援センター所長	教育委員会副部長（街道交流担当）
子育て支援センター所長	学校教育課長

（2）中心市街地活性化に関する検討の場の設置状況

基本計画の策定にあたっては、商業者、地域代表、民間事業者、学識者などによる「草津市中心市街地活性化基本計画策定検討会」を平成24年6月1日に設置した。委員会の開催は、平成24年7月3日から平成25年9月5日までに計7回、まちづくりの方針や計画骨子等の検討を行った。

1）構成員

「草津市中心市街地活性化基本計画策定検討会」の構成員は以下の26名である。（平成25年5月現在）

	分類	団体（事業者）	役職等	氏名
1	商工会議所	草津商工会議所	会頭	北村 良藏
2	商工会議所	草津商工会議所	副会頭	伊勢村 恭司
3	商工会議所	草津商工会議所	専務理事	金澤 郁夫
4	商工会議所	草津商工会議所	商業部会長	太田 賢司

5	商工会議所	草津商工会議所	観光部会長	南 総一郎
6	商工会議所	草津商工会議所	サービス・ 情報部会長	権田 五雄
7	商業者団体	草津市商店街連盟	会長	駒井 喜行
8	商業者団体	草津市商店街連盟	副会長	福井 清
9	商業者団体	草津市商店街連盟	副会長	遠藤 陽子
10	地元地縁組織	大路区まちづくり協議会	会長	小林 達男
11	地元地縁組織	草津学区ひと・まちいきいき協議会	会長	田中 千秋
12	地元地縁組織	渋川学区自治連合会	会長	中村 繁樹
13	地元地縁組織	笠縫まちづくり協議会	会長	松村 幸子
14	大型店舗	綾羽株式会社 エイスクエア管理室	室長	宇田 泰明
15	大型店舗	(株)近鉄百貨店草津店	部長	木下 宗寛
16	大型店舗	(株)平和堂開発部開発一課	課長	田中 義雄
17	交通関係事業者	西日本旅客鉄道株式会社	草津駅長	東 庄嗣
18	交通関係事業者	西日本旅客鉄道株式会社京都支社	地域共生室 長	平野 剛
19	交通関係事業者	近江鉄道(株)大津営業所	所長	中村 光男
20	交通関係事業者	帝産湖南交通株式会社	取締役常務	中島 与司男
21	観光団体	草津市観光物産協会	会長	南 英三
22	市民活動団体	特定非営利活動法人草津まちづくりNPO	副理事長	桂田 博
23	市民活動団体	草津市観光ボランティアガイド協会	会長	伊吹 美賀子
24	公益財団法人	公益財団法人草津市コミュニティ事業団	理事長	清水 和廣
25	学識経験者	立命館大学	客員教授	高田 昇
26	草津市役所	草津市	特命監	浅見 善廣

2) 委員会開催状況

「草津市中心市街地活性化基本計画策定検討会」の開催状況は計7回である。

	開催日	内容
第1回	平成24年7月3日	検討事項 (1) 中心市街地活性化法によるエリア(案)について (2) 中心市街地活性化の課題および基本方針(案)について (3) 今後の進め方(案)について、市民アンケート調査の実施について (4) 特別用途地域、建築条例の必要性について
第2回	平成24年8月10日	検討事項 (1) 中心市街地活性化法によるエリア(修正案)について (2) 市民アンケート調査の結果について (3) 3つの方針に基づく取り組みについて (4) 3つの方針の目標と指標について

		(5) まちづくり会社設立に向けた取り組みについて (6) これからの取り組みについて
第3回	平成 24 年 10 月 19 日	報告事項 (1) 第2回市民フォーラムについて (2) まちづくり会社の設立に向けた取り組みについて (3) 現況調査結果について 検討事項 (1) 中心市街地活性化基本計画(一部素案)について (2) 目標達成のための事業枠組み(案)について (3) 具体事業の掘起しについて (4) プロジェクト会議について
第4回	平成 24 年 12 月 25 日	報告事項 (1) 草津まちづくり株式会社設立にかかる出資者募集について (2) 活性化事業の推進体制について (3) プロジェクト会議実施状況について 検討事項 (1) 目標指標と数値目標の設定の考え方(案)について (2) 基本計画に計上する事業(案)について
第5回	平成 25 年 2 月 25 日	報告事項 (1) まちづくり会社の設立について (2) 中心市街地活性化協議会の設立について (3) (仮称)草津駅東地区空閑地土地利用計画策定について (4) (仮称)野村スポーツゾーン整備基本構想策定について 検討事項 (1) 基本計画に掲載する事業について (2) 基本計画の目標指標と数値目標について
第6回	平成 25 年 5 月 29 日	報告事項 (1) 経過報告について (2) 内閣府との協議結果について(4/19、5/16) 検討事項 (1) 基本計画策定までのスケジュールについて (2) 基本計画(素案)について (3) (仮称)市民総合交流センター基本構想(案)について
第7回	平成 25 年 9 月 5 日	報告事項 (1) 草津市中心市街地活性化協議会について (2) アニマート跡地賑わい空間整備事業について 検討事項 (1) パブリックコメント結果に係る市の対応について ①草津市中心市街地活性化基本計画(案)に係るパブリックコメ

		<p>ントの実施結果について</p> <p>②(仮称)市民総合交流センター基本構想(案)に係るパブリックコメントの実施結果について</p>
--	--	---

3) 草津市中心市街地活性化基本計画策定検討会設置要綱

「草津市中心市街地活性化基本計画策定検討会」の設置要綱は以下の通りである。(設立当時。平成25年4月条例設置に変更。)

草津市中心市街地活性化基本計画策定検討会設置要綱

(設置)

第1条 草津市における中心市街地活性化基本計画の策定に当たり、住民、各種団体等からの様々な意見および考えを反映させるため、草津市中心市街地活性化基本計画策定検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、中心市街地活性化基本計画に盛り込むべき事項について検討を行う。

(組織構成等)

第3条 検討会は、30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 草津商工会議所を代表する者
- (2) 草津市商店街連盟を代表する者
- (3) 地元地縁組織を代表する者
- (4) 計画対象区域内の大型店舗を代表する者
- (5) 交通関係事業者を代表する者
- (6) 草津市観光物産協会を代表する者
- (7) 特定非営利活動法人草津まちづくりNPOを代表する者
- (8) 草津市観光ボランティアガイド協会を代表する者
- (9) 公益財団法人草津市コミュニティ事業団を代表する者
- (10) 学識経験者
- (11) 草津市職員
- (12) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から前条の検討が終了する日までとする。

(会長)

第4条 検討会に会長および副会長を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、会を代表する。
- 3 会長は、委員の互選によって定める。
- 4 副会長は、会長があらかじめ指名する者とする。

(会議)

第5条 検討会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
4 会長は、会議に必要と認める時は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

5 会長に事故あるとき、または会長が不在のときは、副会長が会長の職務を行う。

6 会長および副会長ともに事故あるとき、または不在のときは、あらかじめ指名された委員が、会長の職務を行う。

(事務局)

第6条 検討会の庶務は、総合政策部まちなか再生課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 草津市中心市街地活性化協議会の概要

1) 設置

基本計画の策定において幅広い意見を反映させるために意見を述べ、活性化に必要な取り組みについて協議し、基本計画に掲げる目標実現につなげていくため、草津商工会議所および草津まちづくり株式会社は、中心市街地活性化法第15条に基づく「草津市中心市街地活性化協議会」を共同で設立した。

平成25年3月27日の設立総会をもって、「草津市中心市街地活性化協議会」の設立とした。

2) 役割

草津市中心市街地活性化協議会の主な役割は以下の通りである。

- ・市が策定する中心市街地活性化基本計画に対する意見提出
- ・中心市街地活性化に向けて必要な事項についての協議
- ・民間の中心市街地活性化事業計画についての協議

3) 活動内容

草津市中心市街地活性化協議会の主な活動は以下の通りである。

- ・市の基本計画の策定、変更、実施に対する意見提出など。
- ・国の認定及び支援を受けようとする民間ベースの事業についての協議など。
- ・中心市街地活性化に関する委員相互の意見及び情報交換など。
- ・中心市街地活性化のための勉強会、研修会などの開催。
- ・その他、中心市街地活性化に寄与する活動の企画及び実施など。

4) 構成員

草津市中心市街地活性化協議会の構成員は以下の29名である。

	役職名	所属団体	委員名
1	委員	商工会議所 会頭	伊藤 定雄
2	委員	商工会議所 専務理事	金澤 郁夫
3	委員	商工会議所 女性会 会長	清水 節子
4	委員	商工会議所 青年部 会長	武田 正大
5	委員	まちづくり会社 社長	伊勢村 恭司
6	委員	まちづくり会社 副社長	南 総一郎
7	委員	まちづくり会社 専務	権田 五雄
8	委員	商店街（市商店街連盟 会長）	遠塚 政弘
9	委員	商店街（市商店街連盟 駅西エリア商店街代表）	福井 清
10	委員	商店街（市商店街連盟 駅東エリア商店街代表） 再開発準備組合（北中西栄町地区）	南井 孝一
11	委員	商店街（市商店街連盟 本陣周辺エリア商店街代表）	遠藤 陽子
12	委員	まちづくり協議会 会長（大路）	小林 達男
13	委員	まちづくり協議会 会長（草津）	田中 千秋

14	委員	まちづくり協議会 会長（渋川）	中村 繁樹
15	委員	まちづくり協議会 会長（笠縫）	飯沼 正明
16	委員	大型店（エイスクエア）	宇田 泰明
17	委員	大型店（平和堂）	田中 義雄
18	委員	大型店（近鉄百貨店）	米津 栄樹
19	委員	交通事業者（JR 駅長）	青木 義秋
20	委員	交通事業者（JR 地域共生室）	中島 大介
21	委員	交通事業者（近江鉄道バス）	和田 博愛
22	委員	交通事業者（帝産バス）	喜多 正美
23	委員	観光団体（観光物産協会）	南 英三
24	委員	市民活動団体（観光ボランティアガイド協会）	伊吹 美賀子
25	委員	公益法人（コミュニティ事業団）	清水 和廣
26	委員	金融機関（滋賀銀行）	青木 和夫
27	委員	金融機関（関西アーバン銀行）	川崎 康裕
29	委員	草津市（都市計画部）	澤田 圭弘
	オブザーバー	滋賀県（滋賀県商工観光労働部）	羽泉 博史
	オブザーバー	滋賀県（滋賀県土木交通部）	美濃部 博

※平成 27 年 3 月 27 日の現在

5) 体制

草津市中心市街地活性化協議会は以下のような体制で運営する。

【総会】

・総会は、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員を選任等について審議を行う。

【タウンマネジメント会議】

・タウンマネジメント会議は、中心市街地活性化協議会で協議または審議するための素案づくり、及び方向性を出すための総合調整・調査研究などを行う。

【プロジェクト部会】

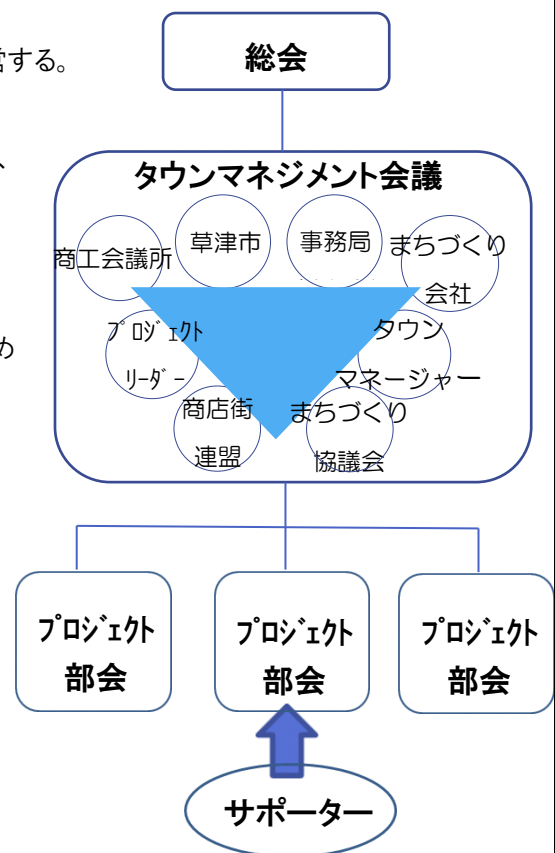
・プロジェクト部会は、民間事業の洗い出しと事業構築、及び官と民共同で行う事業の協議検討を行う。

・検討された事業計画などについて、タウンマネジメント会議に報告・提案する。

・各事業については、中心市街地活性化協議会の総会で最終審議を行う。

【サポーター】

・サポーターは、協議会が実施する事業への参画や、ファンとしての広報、支援などを行う。



6) 草津市中心市街地活性化協議会設置規約

草津市中心市街地活性化協議会設置規約は以下の通りである。

草津市中心市街地活性化協議会設置規約

(設置)

第1条 草津商工会議所及び草津まちづくり株式会社は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で草津市中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 本会の名称は、草津市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第3条 協議会は、法第9条第1項の規定により草津市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施について協議するとともに、必要に応じてその事業を実施し、草津市の中心市街地の活性化（以下「中心市街地活性化」という。）の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とする。

(公表の方法)

第4条 協議会の活動内容は、広く草津市民の意見を反映させるため、協議会のホームページ並びに草津商工会議所の会報において公表するほか、草津市広報及び草津商工会議所のホームページ等への掲載において行う。

(活動)

第5条 協議会は、第3条の目的を達成するため、法第15条第9項に基づき意見を述べるほか、次の掲げる事項について検討し、及び審議し、並びにそれらに係る事業を実施する。

- (1) 中心市街地活性化に係る事業の総合調整
- (2) 中心市街地活性化に関する構成員相互の意見調整及び情報交換
- (3) 中心市街地活性化に向けた勉強会及び研修会の実施並びに情報交換
- (4) 中心市街地活性化に関する調査研究の実施
- (5) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地活性化に寄与する活動

(構成員等)

第6条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 草津商工会議所
- (2) 草津まちづくり株式会社
- (3) 草津市
- (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

2 前項第4号に規定する者で、同号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会の構成員でなくなるものとする。

(組織等)

第7条 協議会は、次に掲げる者をもって組織するものとし、協議会の委員は、会長が委嘱する。

- (1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 委員

(4) 監事 2名

2 会長は、委員の中から互選で選任する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代理する。

6 監事は、協議会の事業及び運営等を監査し、その結果を協議会に報告するものとする。

7 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(タウンマネージャー)

第8条 協議会は、第3条に掲げる目的達成のため、又は協議会における活動を円滑に進めるため、まちづくりについて専門的知見を有するタウンマネージャー（学識経験者）を置くことができる。

2 タウンマネージャーは、協議会の同意を得て会長が選任する。

3 タウンマネージャーの任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

4 タウンマネージャーは、委員及びタウンマネジメント会議構成員とする。

(オブザーバー)

第9条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためオブザーバーを置くことができる。

(会議)

第10条 協議会は、以下の会議を開催する。

(1) 総会

(2) タウンマネジメント会議

(総会)

第11条 総会は、毎年1回以上開催し、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員を選任、その他必要と認める事項を審議する。

2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

3 総会は、委員をもって構成する。

4 総会は、委員の半分以上が出席しなければこれを開くことができない。

5 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は、委員の3分の1以上から総会開催請求があれば招集しなければならない。

7 総会の議事については、議事録を作らなければならない。

(タウンマネジメント会議)

第12条 タウンマネジメント会議は、タウンマネージャー、委員及び事業主体関係者により構成し、タウンマネジメントに関する事項を協議・決定する。

2 タウンマネジメント会議は、タウンマネージャーが招集し、その議長となる。

(プロジェクト部会等の設置)

第13条 協議会に、その目的の実現のためにプロジェクト部会を設置することができるほか、サポーターを置くことができる。

2 プロジェクト部会の組織、運営、サポーターその他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議の心得)

第14条 委員は、草津市中心市街地活性化に関して批判をするのではなく、具体的で建設的な協議を行わなければならない。

2 草津市中心市街地活性化に関する事業等への意見については、その実現を達成するために、その意見を尊重し、相互扶助の精神をもって協議を行わなければならない。

3 草津市中心市街地活性化に関する意見を述べる場合においては、委員は陳情や要求ではなく、自ら行動し実現することを基本として発言しなければならない。

(協議結果の尊重)

第15条 法第15条第10の規定に基づき、構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第16条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局（以下「事務局」という。）を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、草津まちづくり株式会社が処理する。

(解散)

第17条 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄付することができるものとする。

(会計)

第18条 協議会の運営は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の設置に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、平成25年3月27日から施行する。

2 第11条第1項の規定にかかわらず、初めて開催される会議の招集は、協議会の設立準備に係る者が招集する。

3 第18条第2項の規定にかかわらず、協議会の設立の日（以下「設立日」という。）の属する会計年度は、設立日から平成26年3月31日までとする。

7) 草津市中心市街地活性化協議会の意見

平成 25 年 9 月 17 日、協議会が市長に提出した意見は以下のとおりである。

平成 25 年 9 月 17 日	
草津市長 橋川 渉 様	草津市中心市街地活性化協議会 会長 北村良藏
「草津市中心市街地活性化基本計画（案）」に対する意見について	
<p>平成 25 年 8 月 27 日付草ま再発 504 号で草津市より意見照会のありました「草津市中心市街地活性化基本計画（案）」については、中心市街地の現状と課題を踏まえ、草津市が持つ自然や歴史、文化など地域資源を生かし、都市機能の集約などコンパクトで賑わいのあるまちづくりを推進し、その効果が市域全体に波及し、持続的に発展していくための基本理念が定められており、その理念を実現するための 3 つの方針と目標、目標数値、活性化事業が具体的に示された計画であり、妥当であると判断いたします。</p> <p>なお、「草津市中心市街地活性化基本計画」を実現するためには、行政、民間事業者、地域住民等が一体となって、積極的に事業の推進を図ることが重要であると認識しており、本協議会といたしましても、中心市街地の活性化に向けて、具体的な事業を推進してまいり所存でありますので、市におかれましても、下記事項について、十分に配慮していただくことを要望いたします。</p>	
記	
<p>(1) 活性化拠点の事業効果がより高まるように、周辺や拠点間を結ぶ事業についても、活性化に寄与する事業として、積極的に推進願いたい。</p> <p>(2) 活性化の波及効果をより高めるため、中心市街地活性化基本計画区域と周辺及び隣接地が連携できるようなまちづくりを計画的に推進願いたい。</p>	
以上	

8) 中心市街地活性化協議会の開催状況について

回数	開催年月日	議題
第 1 回	[設立総会] 平成 25 年 3 月 27 日	・ 草津市中心市街地活性化協議会設置規約（案）の承認について ・ 草津市中心市街地活性化協議会役員選任について ・ 草津市中心市街地活性化基本計画（案）の策定状況について
第 2 回	[勉強会] 平成 25 年 7 月 18 日	・ 草津市中心市街地活性化基本計画（案）の策定状況について ・ 草津市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見について
第 3 回	[臨時総会] 平成 26 年 2 月 17 日	・ 草津市中心市街地活性化協議会役員等の選任 ・ 草津市中心市街地活性化基本計画（変更）について意見聴取 ・ 平成 25 年度タウンマネジメント会議及びプロジェクト会議経過報告

第4回	平成26年4月22日	<p>【総会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・草津市中心市街地活性化協議会設置規約の改正について ・平成25年度草津市中心市街地活性化協議会収支決算について ・平成26年度草津市中心市街地活性化協議会収支予算（案）について ・草津駅前賑わい創出プロジェクト会議の設置について
第5回	平成26年7月7日	<p>【平成26年度第1回全体会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）市民総合交流センター1階交流機能検討プロジェクト会議の設置について ・まちなか情報発信プロジェクト会議の設置について ・商店街ガーデンストリートプロジェクト会議の設置について
第6回	平成26年9月10日	<p>【平成26年度第2回全体会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東海道・草津宿テナントミックスプロジェクト会議の設置について
第7回	平成26年12月3日	<p>【平成26年度第3回全体会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・草津市中心市街地活性化基本計画（変更）について意見聴取 ・草津川跡地テナントミックスプロジェクト会議の設置について
第8回	平成27年3月27日	<p>【平成26年度第4回全体会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野村スポーツゾーン利活用促進プロジェクト会議の設置について ・（仮称）市民総合交流センター1階機能検討プロジェクト会議の廃止について ・平成27年度 草津市中心市街地活性化協議会収支予算（案）について
第9回	平成27年5月12日	<p>【総会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員等の選任について ・平成26年度の収支決算について ・平成27年度事業計画（案）と収支予算（案）について
第10回	平成27年7月17日	<p>【平成27年度第1回全体会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学との連携について
第11回	平成27年10月5日	<p>【平成27年度第2回全体会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・草津駅前賑わい創出プロジェクト会議について ・まちなか情報発信プロジェクト会議について ・東海道・草津宿テナントミックスプロジェクト会議について
第12回	平成28年2月10日	<p>【平成27年度第3回全体会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・草津市中心市街地活性化基本計画（変更）について意見聴取
第13回	平成28年4月28日	<p>【総会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度の収支決算について ・平成28年度の収支予算（案）について

第14回	平成28年7月13日	【平成28年度第1回全体会議】 ・各整備事業の進捗状況について
第15回	平成28年10月4日	【平成28年度第2回全体会議】 ・各プロジェクトの活動報告
第16回	平成29年1月16日	【平成28年度第3回全体会議】 ・草津市中心市街地活性化基本計画（変更）について意見聴取
第17回	平成29年4月28日	【総会】 ・役員等の選任について ・平成28年度の収支決算について ・平成29年度の収支予算（案）について
第18回	平成29年7月10日	【平成29年度第1回全体会議】 ・各整備事業の進捗状況について ・草津市中心市街地活性化基本計画の効果検証について（中間報告）
第19回	平成29年10月6日	【平成29年度第2回全体会議】 ・各プロジェクトの活動報告 ・まちなかでの取り組み紹介
第20回	平成30年1月22日	【平成29年度第3回全体会議】 ・草津市中心市街地活性化基本計画（変更）について意見聴取
第21回	平成30年4月23日	【総会】 ・役員等の選任について ・平成29年度の収支決算について ・平成30年度の収支予算（案）について ・第2期草津市中心市街地活性化基本計画の骨子案について ・各プロジェクトの活動報告 ・各整備事業の進捗状況について
第22回	平成30年7月2日	【平成30年度第1回全体会議】 ・第2期草津市中心市街地活性化基本計画について ・各プロジェクトの活動報告 ・各整備事業の進捗状況について
第23回	平成30年10月2日	【平成30年度第2回全体会議】 ・第2期草津市中心市街地活性化基本計画（案）について ・各プロジェクトの活動報告 ・各整備事業の進捗状況について
第24回	平成31年1月24日	【平成30年度第3回全体会議】 ・草津市中心市街地活性化基本計画（第2期）（案）に対する意見書について ・野村スポーツゾーン利活用促進プロジェクト会議の廃止について ・各プロジェクトの活動報告 ・各整備事業の進捗状況について

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 様々な主体の巻き込み及び各事業等との連携・調整等

1) パブリックコメントの実施

本計画のパブリックコメントを以下の通り、実施した。

【募集期間】平成25年7月1日～平成25年7月31日

【周知方法】広報くさつ・市ホームページへの掲載および市施設での閲覧

【提出者数】3名

【提出件数】9件

2) 市民、市内事業者等、地域ぐるみでの検討

① 商工会議所中心市街地活性化プロジェクト会議

本計画において取り組むべき民間事業の掘り起しのために、ワークショップ手法を活用したプロジェクト会議を実施した。

	開催日	内容
第1回	平成24年7月10日	・プロジェクト会議の設立趣旨、スケジュールについての説明 ・中心市街地活性化基本計画について説明 ・民間事業のアイデアについて「ワークショップ」
第2回	平成24年8月1日	・まちづくり会社設立準備会の報告 ・第1回プロジェクト会議「ワークショップ」のまとめ ・民間事業の精査について「ワークショップ」
第3回	平成24年9月6日	・経過報告(基本計画策定のスケジュール、基本計画策定検討会の報告について、まちづくり会社設立準備について) ・第1、2回基本計画検討ワークショップのまとめ ・民間事業の主なプロジェクトについての意見交換(全体での討論) ・まとめ、今後の進め方

このプロジェクト会議の中で以下のような民間事業計画提案が出された。

事業エリア	施設計画	社会サービス・ソフト計画
アニマート跡地	・商業施設(飲食、物販) ・コミュニティ広場、コミュニティガーデン整備	・情報発信拠点「まちなかの駅」

西友跡地	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所の集約とクリエイティブオフィス・エコオフィスの拠点 ・公共施設と民間カルチャ施設（大学サテライト、ギャラリー、ライブラリーカフェなど） ・大学のサテライトオフィス ・ガーデニング・緑化に関する企業の拠点 ・商業活性化事業（集客力ある店舗づくり等） ・複合アミューズメントスポーツ施設 ・娯楽施設（遊園地、映画館等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信拠点「まちなかの駅」 ・高齢者や交通弱者向け移送・宅配サービス拠点 ・買い物宅配システムの導入 ・ミニ草津温泉のようなスポット ・商業活性化事業（イベント開催、ネット販売・代行販売など既存店舗支援）
草津駅前（エルティ含）	<ul style="list-style-type: none"> ・大学のサテライトオフィス ・再々開発（全面リニューアル） 	
商店街	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街活性化事業（集客力ある店舗づくり、多世代向け店舗や空間整備等） ・空き家活用による魅力ある店舗づくり ・高齢者住宅、グループホーム等施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街活性化事業（イベント開催、ネット販売・代行販売など既存店舗支援）
本町・本陣周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・空き店舗対策、古民家再生によるテナントミックス ・空き店舗活用による店舗づくり ・本陣での草津の名産を活用した体験型店舗 	<ul style="list-style-type: none"> ・草津名産品を集めた拠点 ・地場の新鮮農産物の販売の拠点
野村運動公園周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・総合スポーツ施設（集客力ある公式戦のできるスタジアム、アリーナ等） ・エコ住宅及びライフスタイルセンター（公営住宅跡地） 	
草津川跡地	<ul style="list-style-type: none"> ・貸し農園の実施、農業レストランの運営等 ・コミュニティ広場、コミュニティガーデン整備 ・ミニ動物園 ・温室（水生植物園の一部機能を導入） ・トレインビューデッキ及びレストラン ・プレイスポット（グランドゴルフ、フットサル等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・足湯などのミニ草津温泉のようなスポット
エリア共通事業	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ広場の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンカフェの実施（車両規制） ・高齢者向け、親子向けなどのカフェの整備 ・ボランティアカフェの運営 ・草津名産品を集めた拠点 ・地場の新鮮農産物の販売の拠点 ・情報発信拠点「まちなかの駅」の整備 ・情報サービス機能の整備（まちなか情報集約と発信） ・サイクリングシェア、カーシェアリング ・まちあかりの実施

② 草津市商店街連盟プロジェクト会議

本計画において、商業の活性化の事業主体として想定される商店街において、草津市商店街連盟プロジェクトを発足させ、商店街主体で取り組む事業の掘り起しを行った。

	開催日	内容
第1回	平成 24 年 11 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ・草津市での中心市街地活性化の取り組み状況について ・草津市で考えられる商店街活性化の取り組みについての事例説明 ・意見交換
第2回	平成 24 年 12 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取り組みについて確認 ・意見交換 ・各商店街で取り組む活性化事業について

このプロジェクト会議の中で以下のような活性化事業の取り組みが確認された。

活性化事業取り組み一覧
<p>1. <u>「ガーデンストリート事業」は、中心市街地の商店街全体として取り組む。</u></p> <p>ただし、各商店街の実情やイメージ、統一して打ち出すべき特色により、ガーデンデザインやガーデン展開の方法は変わることから、各商店街で「ガーデンストリート・デザインガイドライン」等を作成し、取り組むこととする。</p>
<p>2. <u>「まちなみ形成（外観修景事業）」と「道路高質化事業」は、草津らしい歴史イメージのある本陣周辺エリアで一体的に取り組む。</u></p> <p>草津らしい歴史イメージのある本陣周辺エリアで集中的かつ一体的に取り組むことの効果が高いことから、本陣・本四商店街で取り組むこととする。</p>
<p>3. <u>「空き家・空き店舗活用によるテナントミックス事業」は、活用可能な建物が多い本陣・本四商店街エリアにて先行的に取り組む。</u></p> <p>なお、商店街としての活動を行っていない本五・本六商店街は、「まちづくり会社」設立後、同社による取り組みに期待する。</p>
<p>4. <u>「ソフト・イベント事業」は、これまで各商店街が行ってきた事業は継続し、渋川エリア、西口エリアについては、草津市やエリアの特徴を打ち出す新規事業に取り組む。</u></p> <p>新規事業のうち、渋川エリアについては歴史や文化を伝える「草津文化塾（仮称）」、西口エリアについては草津市発祥の産業を生かした「クリスマスブーツコンテスト」等に取り組むこととする。</p> <p>また、エルティ・ガーデン商店会においては、「デジタルサイネージ化事業」を行い、情報発信の強化を図る。</p>
<p>5. <u>各事業を推進するにあたっての体制について</u></p> <p>上記各事業の推進にあたっては、商店街だけで実施できるものではなく、各地域の「まちづくり協議会」等と連携して、合同で取り組むこととする。</p>

③ 中心市街地活性化説明会

本計画を広く周知させ、事業の掘り起しを行なうため、まちづくり協議会、商店街、またその他個別相談会を実施した。

【まちづくり協議会】

団体名	開催日	内容
草津学区ひと・まちいきいき協議会 プロジェクト会議①	平成 24 年 7 月 27 日	・草津市の中心市街地活性化の取り組み状況について
草津学区ひと・まちいきいき協議会 プロジェクト会議②	平成 24 年 11 月 20 日	・中心市街地活性化の考え方、仕組み、体制についての説明及び各地の事例紹介 ・草津市での中心市街地活性化の取り組み状況について
大路区まちづくり協議会①	平成 24 年 10 月 15 日	・中心市街地活性化の考え方、仕組み、体制他について ・草津市での中心市街地活性化の取り組み状況について
大路区まちづくり協議会②	平成 24 年 12 月 13 日	・草津市の中心市街地活性化の取り組みについて
渋川地区まちづくり協議会①	平成 25 年 2 月 27 日	・中心市街地活性化基本計画策定に係る概要説明

【商店街】

団体名	開催日	内容
商店街全体	平成 24 年 7 月 27 日	・草津市の中心市街地活性化の取り組み状況について
草津駅西口商店街	平成 24 年 10 月 16 日	・中心市街地活性化の考え方、仕組み、体制他について ・草津市での中心市街地活性化の取り組み状況について
本町エリア商店街	平成 24 年 10 月 19 日	・中心市街地活性化の考え方、仕組み、体制他について ・草津市での中心市街地活性化の取り組み状況について
草津駅東側エリア商店街	平成 24 年 10 月 22 日	・中心市街地活性化の考え方、仕組み、体制他について ・草津市での中心市街地活性化の取り組み状況について
エルティ・ガーデン商店街	平成 24 年 11 月 24 日	・中心市街地活性化の考え方、仕組み、体制、国の支援制度、各地の事例紹介 ・草津市での中心市街地活性化の取り組みについて
北中商店街	平成 25 年 2 月 3 日	・中心市街地活性化の考え方、仕組み、体制、国の支援制度、各地の事例紹介

【個別相談】

団体名	開催日	内容
北中西・栄町地区再開発準備組合	平成 24 年 9 月 25 日	・中活計画の概要について ・市街地再開発事業の計画案について
個別相談事業者 (8 件)	平成 24 年 11 月 13 日 平成 24 年 11 月 24 日	・中活計画の概要について ・個別相談について

④ 草津まちづくり株式会社の概要

中心市街地活性化のための事業を活発に推進していくことを目的とし、草津まちづくり株式会社を設立した。

【名称】草津まちづくり株式会社

【所在地】滋賀県草津市大路

【資本金】3,760 万円(設立時発行株式の総数 752 株、株主数 113 名)

【設立時期】平成 25 年 2 月 13 日

【発起人(8名)】

- ・北村良藏(草津商工会議所 会頭)
- ・橋川渉(草津市長)
- ・大道良夫((株)滋賀銀行 代表取締役)
- ・駒井喜行(草津市商店街連盟 会長)
- ・伊勢村恭司
- ・太田賢司
- ・南総一郎
- ・権田五雄

【役員】

- ・代表取締役社長:伊勢村 恭司
- ・取締役副社長:南 総一郎
- ・取締役専務:権田 五雄
- ・取締役:太田 賢司、桂田 博、南井 孝一、平沢 克俊
- ・監査役:西藤 崇浩、村岡 孝浩

【出資構成】

出資者	出資額	株数
草津市	1,000万円	200株
大型店、金融機関	640万円	128株
草津商工会議所	300万円	60株
市民、地元企業、商店街関係、各種団体関係など	1,820万円	364株

【従業員】

平成 25 年 4 月 1 日から正社員 1 名、臨時社員 1 名

【事務所所在地】

平成 25 年 4 月 27 日まで 草津商工会議所(草津市大路二丁目 11-51)

平成 25 年 4 月 28 日から 本陣商店街の空き店舗(草津二丁目 5-13 青木ビル 1F)

【目的】

まちづくり会社は、JR 草津駅の周辺、東西の商店街、草津川跡地および未利用地等の中心市街地を活性化するための事業を進め、賑わいと魅力あるまちなかを創造するために民間事業者のノウハウを最大限に活かし、まちのマネジメント等の公共性の高い事業を並行して進めることにより、まちなかの魅力と資産価値を高め、まちなかの再生を目指す。

【位置づけ】協働のまちづくりの中核を担う「新しい公共」としての「まちづくり会社」の設置

【設置根拠】中活法第 15 条第 1 項第 1 号

【主な事業計画】

第一期(平成 24 年度)

会社設立

第二期(平成 25 年度)

アニマート跡地での店舗プロデュース事業(6 店舗)、魅力店舗誘致基礎調査、草津市中心市街地活性化協議会運営

第三期(平成 26 年度)

空き店舗・空き家・空き倉庫等のサブリース事業(1~2 店舗予定)、草津市中心市街地活性化協議会運営

第四期(平成 27 年度)

草津川跡地でのテナントミックス事業(6 店舗予定)、草津市中心市街地活性化協議会運営

第五期(平成 28 年度)

空き店舗・空き家・空き倉庫等のサブリース事業(1~2 店舗予定)、草津市中心市街地活性化協議会運営

【設立の経過】

平成 24 年 7 月 3 日	第 1 回まちづくり会社設立準備会開催
平成 24 年 7 月 23 日	第 2 回まちづくり会社設立準備会開催
平成 24 年 8 月 10 日	第 3 回まちづくり会社設立準備会開催
平成 24 年 11 月 13 日	第 4 回まちづくり会社設立準備会開催
平成 24 年 11 月 28 日	草津まちづくり株式会社発起人会
平成 24 年 12 月 1 日	株式申込開始
平成 24 年 12 月 20 日	草津まちづくり株式会社説明会
平成 25 年 1 月 16 日	出資金払込開始
平成 25 年 2 月 13 日	創立総会
平成 25 年 2 月 26 日	登記完了

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

(1) 基本構想、都市計画、市町村マスタープラン、その法令に基づく様々な計画との整合性について

1) 第5次草津市総合計画との整合

平成22年3月に策定した第5次草津市総合計画では、対象地区は、まちなかゾーンのにぎわい拠点に位置付け、誰もが楽しめる“都心部”として、商工業施設、業務オフィス、文化・レクリエーション施設、官公署などの集約化を誘導するゾーンであり、うるおい豊かにぎわいと交流に満ちた、まちなか居住のゾーンであるとしている。

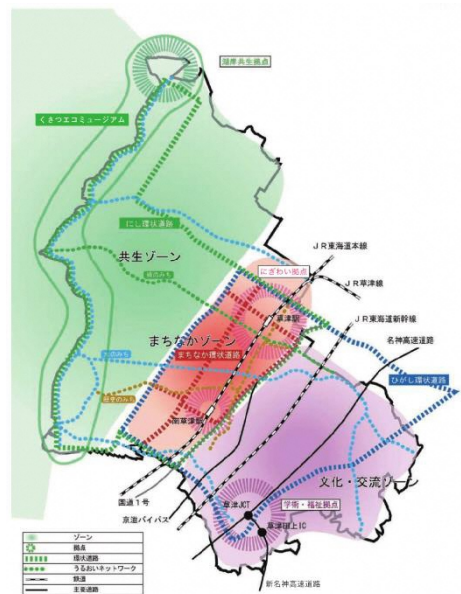
また、対象地区に関して、商工観光において、市民生活を支える地域の商店街の振興を図るとともに、既存商業などの集積を生かし、魅力と特色ある都市の商業空間づくりを進めるとしている。



2) 第4次草津市国土利用計画との整合

平成22年3月に策定した第4次草津市国土利用計画では、対象地区を、「にぎわい拠点」と位置づけ、本市および圏域の中心的な商業・業務・情報・文化・産業機能等の一層の集積と都心居住機能の誘導を図り、多様な都市機能の充実に努めるとしている。

土地利用方向については、にぎわい拠点である対象地区においては、市街地再開発事業等により土地の高度利用を図り、商業・業務・文化・サービス・居住機能の集積を伴う都市基盤整備を進めるとしている。また、旧東海道および中山道沿道の商店街は、歴史・文化環境を生かした街なみの形成に努め、居住環境面では、住宅地における狭い道路の解消、あるいは公園等オープンスペースの確保等、特に防火、防災面に配慮しながら、今後は、草津らしさを踏まえた都市景観の形成を進め、商業・業務機能と調和のとれた土地利用を計画的に進めるとしている。

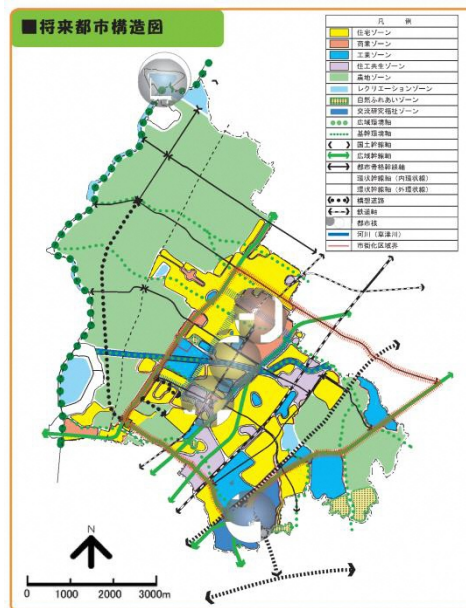


3) 草津市都市計画マスタープランとの整合

平成18年3月に策定し平成22年6月に一部変更した草津市都市計画マスタープランでは、対象地区を、北部中心核に位置付け、“今後は、居住機能の充実を図りつつ、医療、福祉、健康、行政、文化機能の立地を促進し、徒歩を基調とする生活圏の形成を目指します”と方向性を設定している。

また、地域別構想では、対象地区は、「草津地域」に区分されている。

「草津地域」では、地域の将来イメージを「歴史資源を魅力として活かしながら 住・商の共生が活力を高めるまち」として、「住みよいまち」「賑わいあるまち」「潤いのあるまち」の3つの視点から、方針が設定されている。



住みよいまち	
方針①	住商が共生する利便性の高いコンパクトな市街地の形成
方針②	防災対策の強化により安心して生活できる環境整備の推進
方針③	歩行者・自転車交通における安全性の確保
方針④	住みよい地域を住民が自ら形成していく仕組みづくり
賑わいあるまち	
方針①	交流機会の拡大に向けた総合的な交通体系の構築
方針②	魅力ある中心商業地の形成
方針③	歴史資源などを活用した街なか観光の育成・交流の場づくりの検討
潤いのあるまち	
方針①	身近な緑や水辺空間の充実による潤いある街なみの形成
方針②	都市的景観と住宅地景観が調和した都市景観の形成

[2] 都市計画手法の活用

(1) 郊外での開発を抑制し中心市街地への都市機能集積を図るための措置

草津市では、中心市街地への都市機能の集積を目指し、郊外での大規模集客施設の立地による商業機能等の分散を抑制するため、準工業地域における特別用途地区指定を活用した大規模集客施設の立地制限に取り組む方針を検討し、平成24年4月より課題整理、特別用途地区指定（素案）と建築条例（案）の作成を行った。それらの案を説明会で周知し、パブリックコメントにより市民からの意見を反映した上で、平成25年10月に特別用途地区告示と建築条例施行を完了した。

都市計画区域名	準工業地域の数	面積	割合
大津湖南都市計画区域	11	283.8	15.1

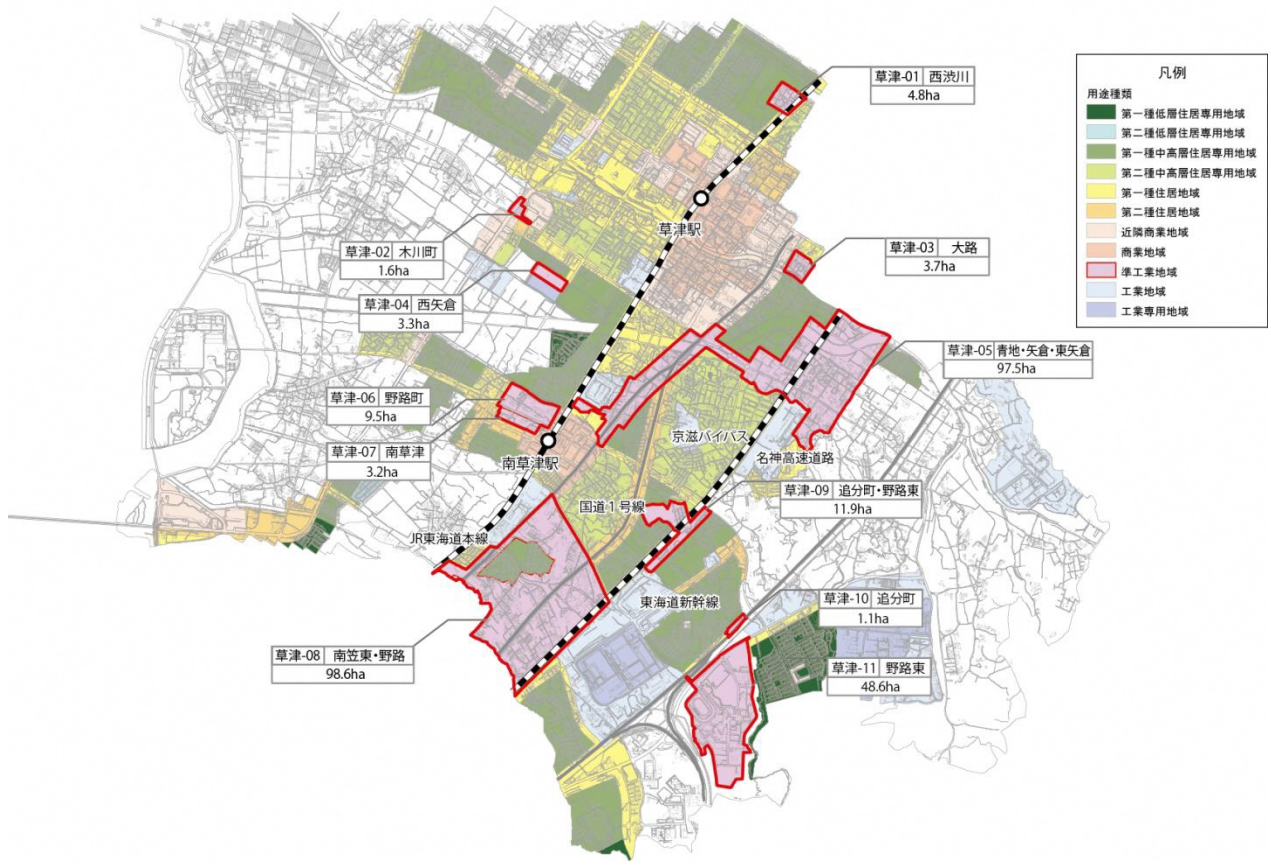
●表 10-1 特別用途地区が適用される準工業地域

年月日	内容
平成25年1月	特別用途地区指定（案）確定
平成25年3月24日	地元説明会
平成25年4月2日	都市計画案の公告
	都市計画案の縦覧
平成25年4月24日	草津市都市計画審議会への諮問、答申
平成25年5月	県との本協議
平成25年10月1日	特別用途地区指定の告示

●表 10-2 特別用途地区告示までのスケジュール

年月日	内容
平成25年1月	建築条例（案）確定
平成25年4月	建築条例（案）パブリックコメント
平成25年6月	建築条例（案）の議会上程・原案可決
平成25年10月1日	建築条例施行

●表 10-3 特別用途地区内における建築物の制限に関する条例施行までのスケジュール



● 図 10-1 準工業地域の指定状況

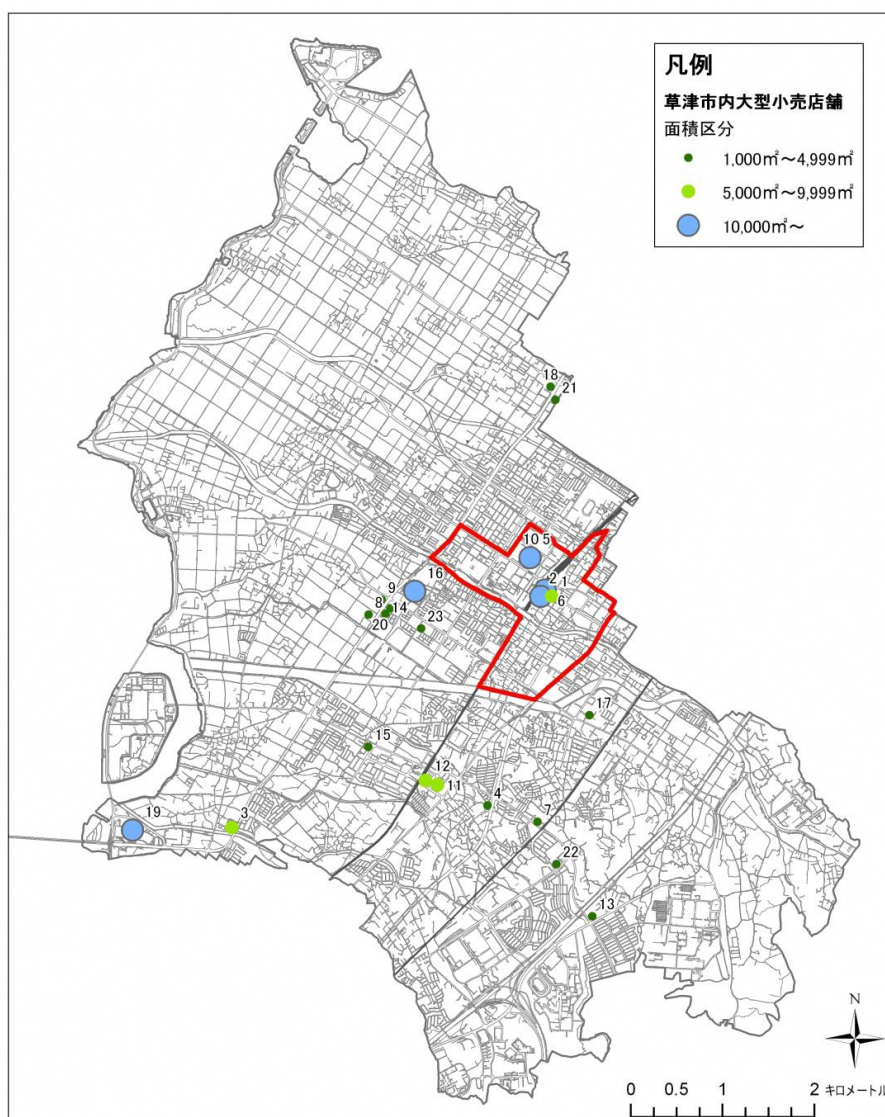
[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 中心市街地における大規模建築物等既存ストックの現況

1) 大規模小売店舗の現状

番号	名称	住所	主な取扱い商品	開店日	店舗面積 (㎡)
1	くさつ平和堂	大路 1-10-27	食料品、衣料品	1968年9月	9,243
2	エルティ 932	大路 1-1-1	食料品、家庭用品	1989年4月	13,925
5	エイスクエア (平和堂アル・プラザ草津)	西渋川 1-23-30	総合	1996年3月	55,089
6	近鉄百貨店草津店	渋川 1-1-50	総合	1997年9月	21,700
10	エイスクエア・ノース (ディオワールド草津店)	西渋川 1-23-1	食料品、家庭用品	1999年2月	13,435
	関西西友草津店 (※2000年2月閉店)	大路 2丁目	衣料品、家庭用品、 食品	1973年11月	7,351

●表 10-4 中心市街地内に立地する大規模小売店舗の一覧



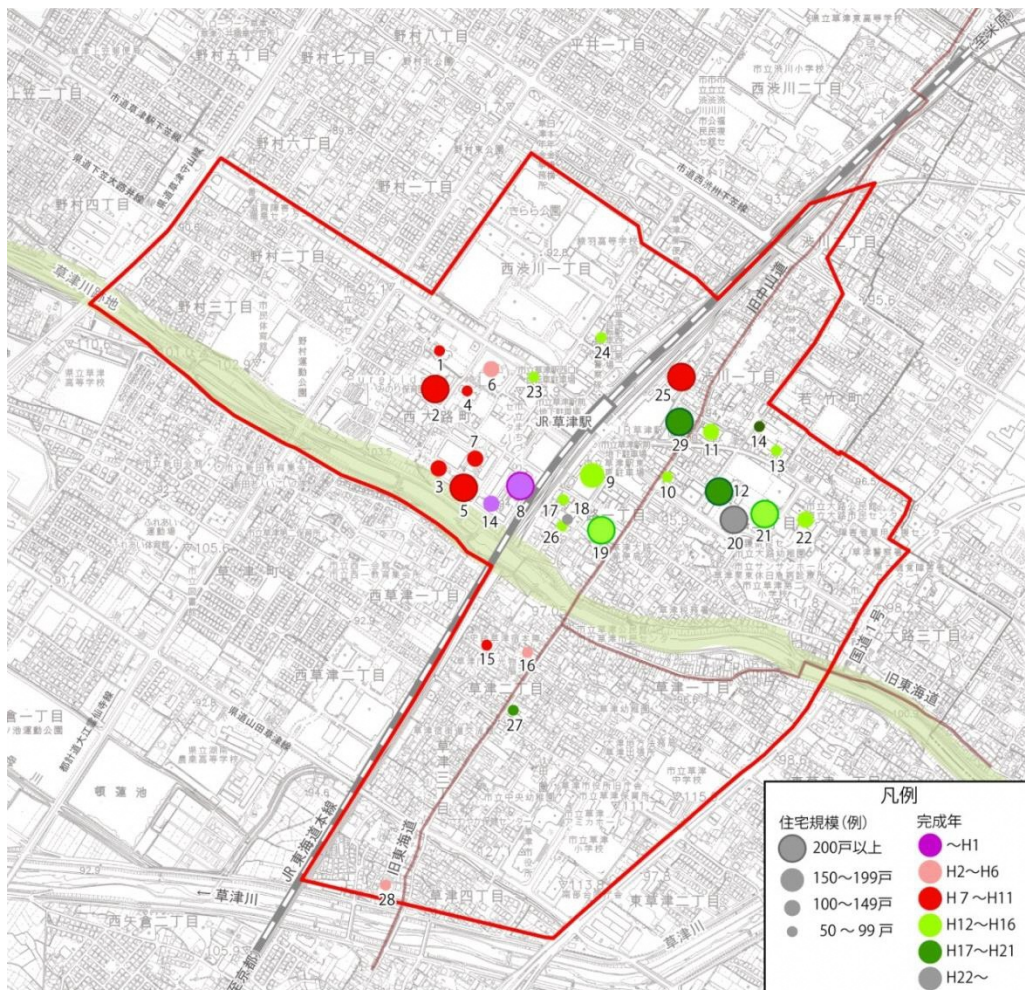
●図 10-2 草津市内の床延面積 1000 ㎡以上の大型小売店舗の分布 (P40 表 1-16 参照)

(出典：東洋経済新報社 『全国大型小売店舗総覧』 2012. 8. 8 発行)

2) 中高層（大規模）マンションの現状

no.	名称	階数	戸数	完成年月日	no.	名称	階数	戸数	完成年月日
1	ユニハイム草津フレッシュ	14	87	H11.7.30	15	コスモ草津式番館	12	96	H11.8.5
2	ユニハイム草津ユトリオふれあい館	14	219	H10.3.13	16	コスモ草津	10	61	H4.6.12
3	ファミリーハイツ草津Ⅲ番館C	15	114	H8.7.31	17	デ・リード草津駅前	14	62	H12.6.22
4	ユニハイム草津ユトリオやすらぎ館	15	96	H10.3.13	18	サンシティ草津駅前	10	64	H23.2.28
5	ファミリーハイツ草津Ⅱ番館B	21	201	H9.7.25	19	リーデンスタワー草津タワー111	32	267	H16.12.7
6	クサツウエストロイヤルタワー	25	134	H4.6.12	20	プレサンスロジェ草津	19	236	H24.6.18
7	ファミリーハイツ草津Ⅰ番館A	12	124	H8.7.31	21	マーメイドシティ草津	17	208	H15.6.18
8	シャルマンコーポ草津Ⅰ	11	216	S51.3.23	22	サーパス草津大路	10	102	H16.1.11
9	エルティ932ガーデンシティ草津	18	167	H1.3.20	23	ジュモオネティ	9	56	H15.3.12
10	伽羅コート草津壱番館	14	75	H15.3.4	24	グランブルー草津	8	61	H13.3.2
11	ペルル草津	11	60	H12.8.14	25	ローレルコート草津	14	257	H9.9.16
12	伽羅ガーデンスクエア飛翔館・秀麗館	20	281	H19.1.2	26	ルームズオオジ	8	77	H14.3.6
13	ロイヤルアーク草津	15	63	H13.7.31	27	プリマヴィラ本陣	9	69	H22.3.14
14	シャルマンコーポ草津Ⅱ	11	141	S51.3.23	28	草津パーク・ホームズ	7	54	H6.7.13
					29	ザ・草津タワー	29	314	H21.8.8

●表 10-5 中心市街地内の中高層（大規模）マンションの一覧（5階以上かつ50戸以上）

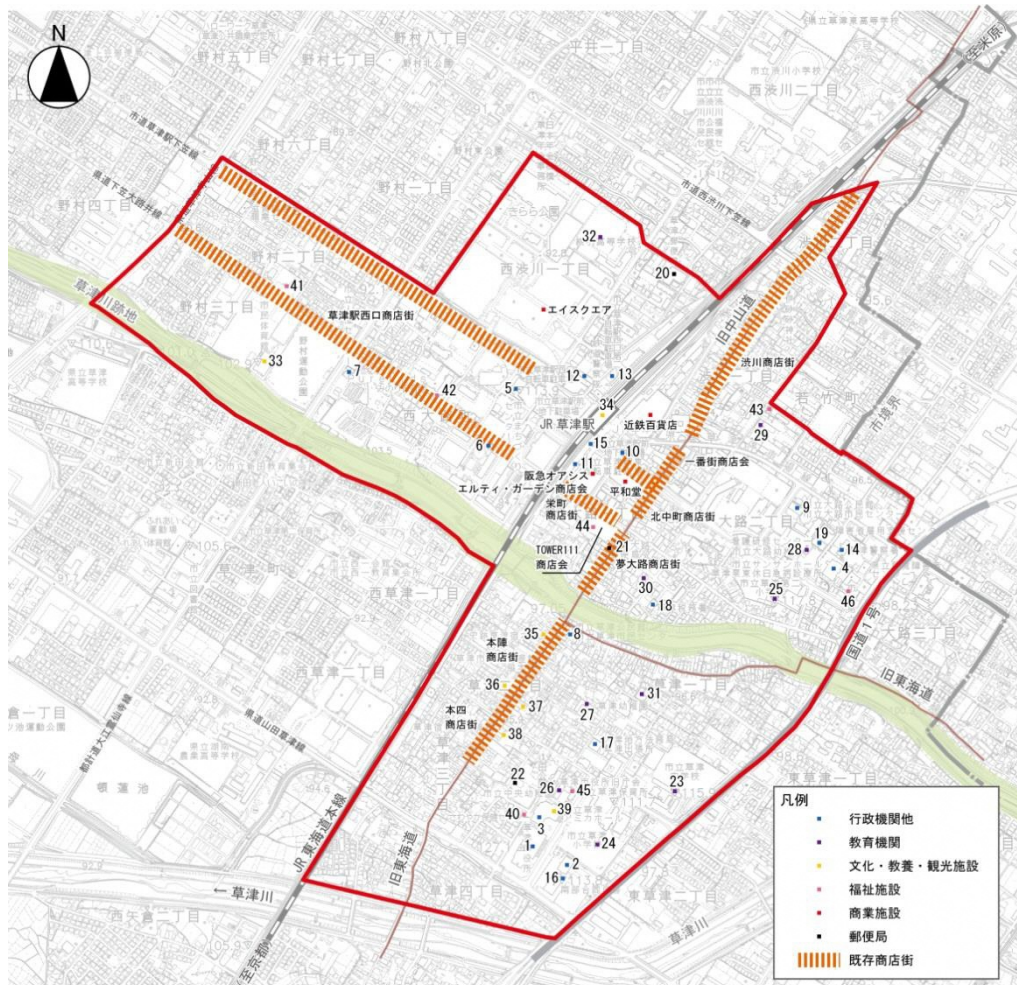


●図 10-3 中心市街地内の中高層（大規模）マンションの分布（5階以上50戸以上）

(2) 庁舎などの行政機関、病院、学校等の立地状況

	No.	施設名		No.	施設名
行政機関 他	1	草津市役所	教育機関	23	草津中学校
	2	草津保健所		24	草津小学校
	3	さわやか保健センター		25	草津第二小学校
	4	草津合同ビル(サンサンホール、草津商工会議所、草津栗東休日急病診療所、草津市立少年センター)		26	中央幼稚園
	5	まちづくりセンター (草津市コミュニティ事業団)		27	草津幼稚園
	6	コミュニティ支援センター		28	大路幼稚園
	7	人権センター		29	若竹幼稚園
	8	草津市民センター		30	信愛幼稚園
	9	大路市民センター	31	草津カトリック幼稚園	
	10	草津駅前地下駐車場(東口)	32	私立綾羽高等学校	
	11	草津駅東自転車駐車場	文化・教 養・観光 施設	33	市民体育館
	12	草津駅西口自転車駐車場		34	草津市観光案内所
	13	草津駅西口第二自転車駐車場		35	史跡草津宿本陣
	14	草津警察署		36	集ま処 縁
	15	草津駅前交番		37	くさつ夢本陣
	16	南部合同庁舎		38	草津宿街道交流館
	17	大津地方法務局草津出張所		39	アマカホール
	18	草津税務署		40	地域活動拠点「ゆかい家」
	19	(社)滋賀県看護協会	福祉施設	41	草津ケアセンター
20	草津郵便局	42		Pure Kidsみのり保育園	
郵便局	21	草津大路郵便局		43	キッズルーム・たんぼぼ
	22	草津市役所前郵便局		44	KIDS 豆の木
				45	草津保育所
				46	第六保育所

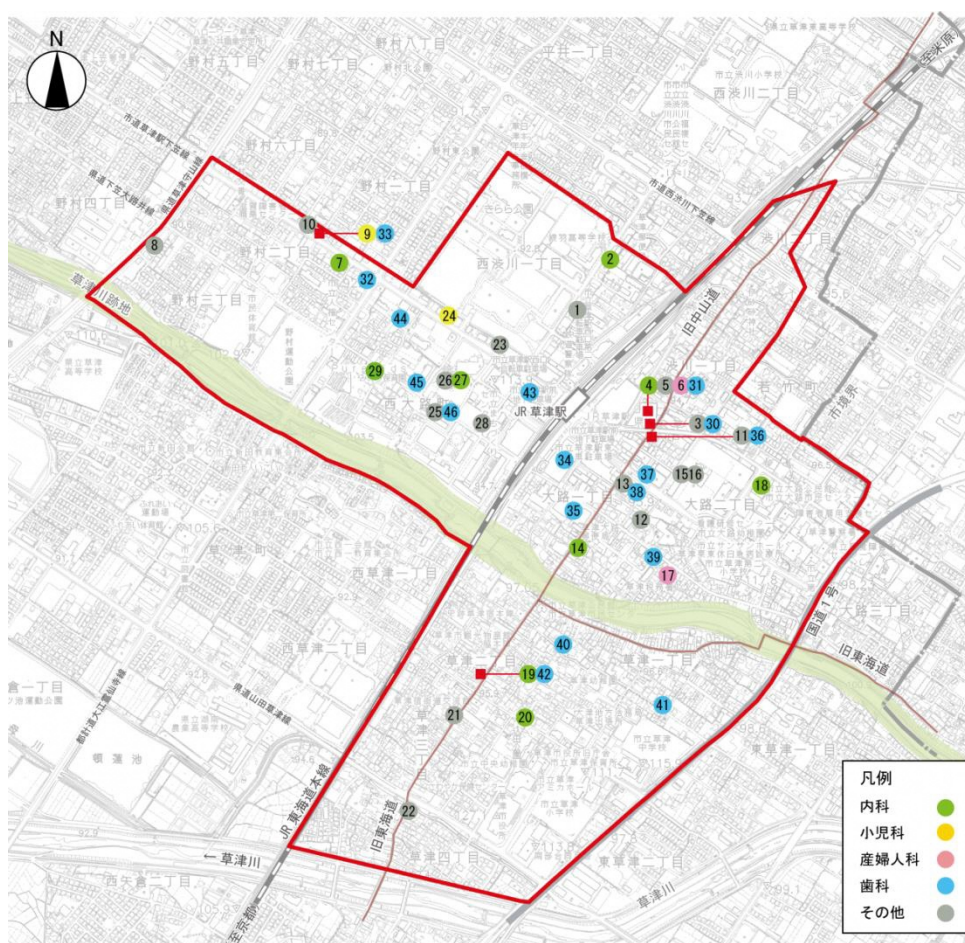
●表 10-6 中心市街地内の公共公益施設の一覧



●図 10-4 中心市街地内の公共公益施設の分布

NO.	名称	診療内容	NO.	名称	診療内容
1	医療法人上原眼科	眼科	24	やなぎはらクリニック	小児外科、小児科、外科
2	富田クリニック	内科	25	加藤乳腺クリニック	乳腺外科、外科、肛門科、形成外科、麻酔科、消化器科
3	やまみち耳鼻咽喉科	耳鼻いんこう科、アレルギー科	26	板谷耳鼻咽喉科	耳鼻いんこう科
4	内田内科循環器内科	内科、循環器内科	27	医療法人佐竹クリニック	内科、胃腸科
5	こばやし整形外科	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科	28	木村診療所	皮膚科、泌尿器科、アレルギー科
6	草津レディースクリニック	産婦人科	29	中神内科クリニック	内科、循環器科、
7	西大路クリニック	内科、呼吸器科、循環器科	30	なかばやし小児歯科	小児歯科
8	耳鼻咽喉科岸本医院	耳鼻いんこう科、アレルギー科	31	草津いりえ歯科クリニック	歯科、小児歯科、口腔外科
9	たにむらこどもクリニック	小児科	32	おおくぼ歯科医院	歯科、小児歯科
10	尾松医院	泌尿器科、皮膚科、アレルギー科	33	加藤歯科医院	歯科、小児歯科
11	医療法人愛優会つかだ眼科クリニック	眼科	34	純歯科医院	歯科、小児歯科
12	津田皮フ科	皮膚科、形成外科	35	草津駅前デンタルクリニック	歯科
13	中野クリニック	泌尿器科、内科	36	つかだ歯科医院	歯科
14	医療法人九谷医院	内科、神経内科、循環器内科、消化器内科、耳鼻いんこう科、整形外科	37	金沢矯正歯科クリニック	矯正歯科
15	あらい眼科	眼科	38	林歯科医院	歯科
16	さいクリニック	精神科、心療内科	39	岡崎歯科医院	歯科
17	入江産婦人科	産科、婦人科、美容皮膚科	40	後藤歯科医院	歯科、小児歯科、矯正歯科
18	神吉医院	内科、循環器科、心臓血管外科、外科	41	有馬歯科クリニック	歯科
19	久徳医院	内科、循環器科、呼吸器科、消化器科、リハビリテーション科	42	久徳歯科	歯科、小児歯科
20	竹岡診療所	内科、皮膚科	43	南歯科クリニック	歯科
21	駒井眼科院	眼科	44	戸崎歯科	歯科、歯科口腔外科
22	井上医院	皮膚科、内科、アレルギー科	45	丸山歯科医院	歯科、小児歯科
23	ひつじクリニック	精神科、心療内科	46	医療法人むらお矯正歯科クリニック	矯正歯科

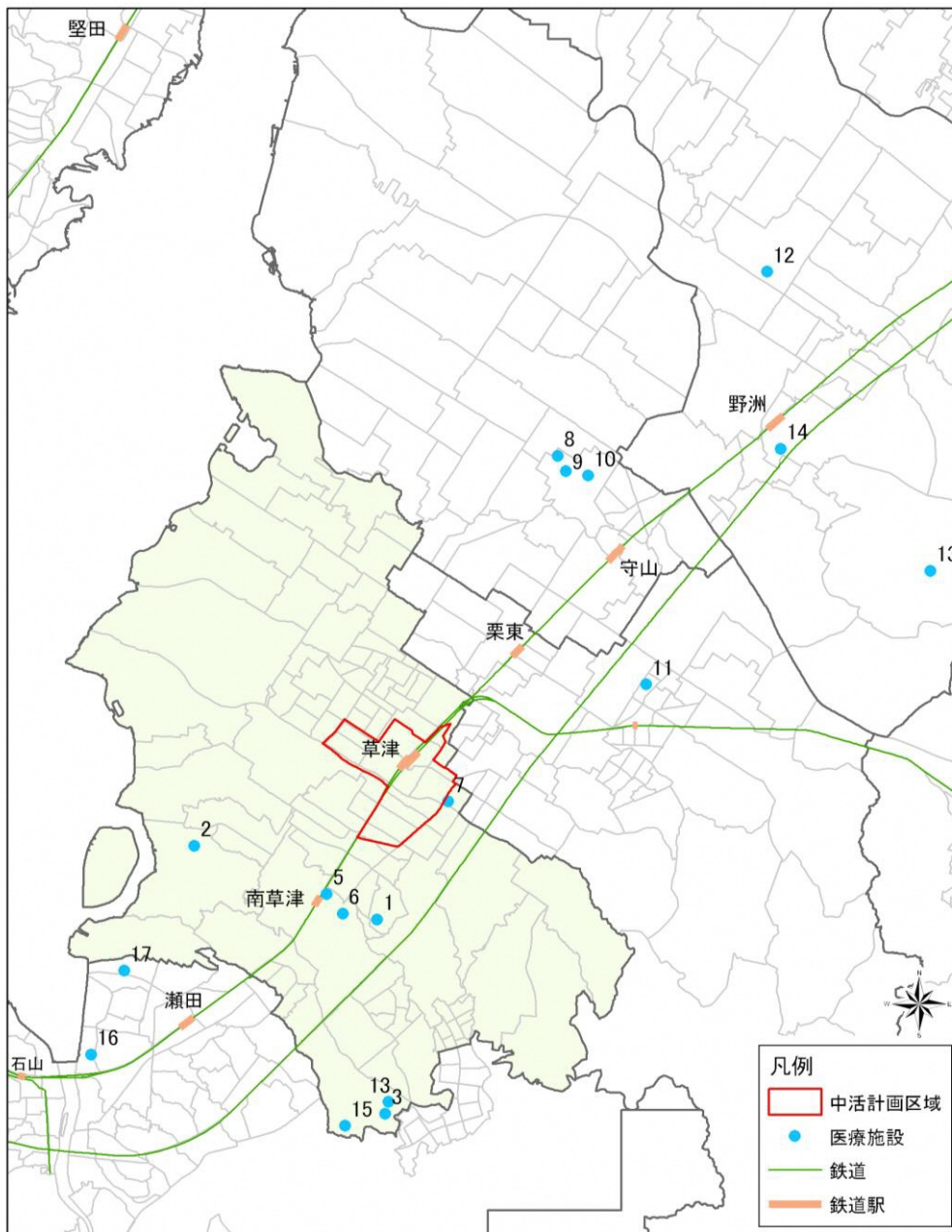
●表 10-7 中心市街地内の医療施設の一覧



●図 10-5 中心市街地内の医療施設の分布

保険医療圏	NO.	医療機関名	病床数		
			計	一般	療養
湖南保健医療圏	1	近江草津徳洲会病院	199	155	44
	2	草津総合病院	719	569	150
	3	滋賀県精神医療センター	100	-	-
	4	びわこ学園医療福祉センター	116	116	-
	5	南草津野村病院	38	38	-
	6	南草津病院	137	42	95
	7	宮脇病院	51	51	-
	8	滋賀県立小児保健医療センター	100		
	9	滋賀県立成人病センター	541		
	10	守山市民病院	199		
	11	済生会滋賀県病院	393		
	12	湖南病院	120		
	13	びわこ学園医療福祉センター野洲	138		
	14	野洲病院	199		
大津保健医療圏 (瀬田川より 草津市側)	15	滋賀医科大学医学部附属病院	608		
	16	瀬田川病院	282		
	17	琵琶湖療育院病院	155		

●表 10-8 広域連携している医療施設の一覧



●図 10-6 広域連携している医療施設の分布

[4] 都市機能の集積のための事業等

(1) 市街地の整備改善のための事業

- ・草津川跡地賑わい空間整備事業
- ・(仮称)野村スポーツゾーン整備事業
- ・アニマート跡地賑わい空間整備事業
- ・北中西・栄町地区市街地再開発事業
- ・草津駅周辺地区バリアフリー化整備事業

(2) 都市福祉施設を整備する事業

- ・(仮称)草津宿本陣歴史館整備事業
- ・国史跡草津宿本陣保存整備事業
- ・公立幼稚園と公立保育所の役割と機能検討事業
- ・(仮称)市民総合交流センター整備事業

(3) まちなか居住を推進するための事業

- ・(再掲)北中西・栄町地区市街地再開発事業
- ・野村市営住宅跡地周辺利活用検討事業
- ・木造住宅耐震・バリアフリー改修支援事業
- ・宿場街道景観形成事業
- ・住宅・空き店舗等情報ストックバンク事業

(4) 商業の活性化のための事業

- ・(再掲)草津川跡地賑わい空間整備事業
- ・(再掲)アニマート跡地賑わい空間整備事業
- ・(再掲)(仮称)草津宿本陣歴史館整備事業
- ・(再掲)住宅・空き店舗等情報ストックバンク事業
- ・商店街テナントミックス事業
- ・魅力店舗誘致事業

(5) 公共交通機関の利便性の増進のための事業

- ・「まめバス」まちなか循環線運行事業
- ・「まめバス」路線駅接続化事業

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 中心市街地の活性化に向けた試行的な取り組み

1) 草津まちづくり NPO による各種イベントの取組み

市街地の衰退に問題意識を持った事業者や商店主が集まり、平成 18 年度に「草津まちづくり委員会」が設立された。この委員会は、中心市街地活性化に向けた計画書「草津まちなか活性化プログラム」を策定し、平成 21 年 1 月に市に提案するとともに、平成 21 年 7 月には、同計画の事業主体として「草津まちづくり NPO」として法人格を取得された。

草津まちづくり NPO では、先の「草津街あかり、華あかり、夢あかり」の他、毎月第 3 土曜日には布小物、草製品などおしゃれな手づくり品を集めたバザール「草津アート市」や「食べる・買う・泊まる」などを切り口に、街の広報活動として、WEB サイト「週末草津」を運営する等、はいせんす・草津の実現を進めている。



● 図 10-7 アニマート跡地で行われた「草津アート市」

2) 草津川跡地について考える市民ワークショップ、ガーデニングサークルの取組み

古くは全国的にも有名な「天井川」であった草津川跡地。草津市では、この中心市街地を横断する貴重な公共空間を「ガーデンミュージアム」をコンセプトとして、人と自然、人と人とが繋がる空間づくりを進めている。

いつも誰かが活動し、訪れた市民同士の交流が育まれる空間とするため、これまでの公共事業の進め方に、コミュニティデザインの考え方を取り入れ、設計の段階から市民の提案を出来るだけ取り入れていく試みを行うこととし、スタジオ L の山崎亮氏を招き、主体形成に向けた市民ワークショップを進めている。

また、高質な緑の空間を守り育てる主体として、平成 24 年度に市民によるガーデニングサークルを立ち上げ、公共空間の市民によるエリアマネジメントが進められている。



● 図 10-8 市民ワークショップ、ガーデニングサークルの様子

3) 既存の商店街の枠組みを超えた草津バル、近隣市と連携したまちゼミ等の開催

既存の商店街の枠組みを超えて、中心市街地内の飲食店が連携し、平成 25 年 6 月 25、26 日に第 2 回くさつバルが開催された。前回と同様チケットの売り上げも好調であり、市民からの期待を集め、当日は昼夜にかけて 1,000 人を超える方が様々なお店を楽しみ、まちなかを回遊した。中には行列が出来る店舗も見受けられ、まちの賑わいは通りを通行する市民にも感じられた。

一方で、全国でも珍しい取組みとして湖南 4 市の商工会議所が連携して、平成 24 年 11 月 1 日～の 1 か月間、「得する街のゼミナール 2012」が展開された。湖南 4 市合わせて 89 の講座が設けられる中、草津市では内 27 講座が開催され、参加者、主催者共に良好な評判が聞かれた。このように近接する大津市や守山市といった、草津市よりも先に中心市街地活性化基本計画の認定を得た自治体との広域的な横の繋がりも生まれつつある。



●図 10-9 くさつバルのリーフレット

4) 民間による再開発事業の実施

草津駅東口エリアについては、かねてより民間による市街地再開発事業が行われ、老朽化した市街地の更新とともに魅力的な商業・居住空間の整備が進んでいる。

昭和 48 年度に A～E 地区までの 5 つの地区において、市街地再開発に取り組む計画を策定し、平成元年には、初の民間再開発事業として A 地区再開発が行われ、LTY932 が開業した。

平成 10 年度には、再開発等のエリアを見直した草津駅東地域市街地総合再生計画の大臣承認を受け、その後、平成 17 年、平成 21 年と TOWER111 及びザ・草津タワーという 2 つの民間再開発が終了した。

現在、残された BC 地区の一部においては、新たな再開発に向けた準備組合が設立されており、老朽化した市街地の整備更新と商業施設の誘致等、中心市街地活性化の新たな起爆剤としての事業化が進んでいる。また、E 地区においても過去には準備組合が設立されており、今後の動向について期待されている。



●図 10-10 LTY932 の写真



●図 10-11 草津タワーの写真

5) 草津駅西口商店街とエスクエア、市民活動団体との関わり

草津駅西口エリアにおいては、商店街とNP0とが連携し、商店街等のお店やイベントを紹介する商店街情報誌「ウエストサイドストリート」を発行するとともに、シティホテルや大規模商業施設と共催による地域の夏祭りや地域の特産であるクリスマスブーツを活かしたブーツ企画等を地域ぐるみで行っているなど、大規模商業施設やシティホテル、金融機関等も商店街に加盟し、商業者が積極的に地元住民、市民活動団体と関わりを持つなど地域コミュニティとの連携が進んでいる。



●図 10-12 商店街情報誌



●図 10-13 クリスマスブーツ企画の写真

6) 「縁」「ゆかい家」「空き店舗」によるコミュニティ支援の取組み

高齢化が進む草津学区を中心として、空き店舗を活用したコミュニティ支援スペースの充実が図られ、高齢者の居場所づくりや市民活動の促進が進んでいる。

- ・ 街道ふれあいサロン：H22. 3. 19 オープン

シルバー人材センターの会員の手づくり作品を展示・販売されるために開設。高齢者の皆さんの生きがいづくり、地域社会への貢献の場だけでなく、地域の皆様や市民の皆様、観光客の皆様が憩いの場としてふれあっていたいただけるスペースにも活用。

- ・ 縁：H23. 2. 1 オープン

市民活動、地域活動、ボランティア、社会福祉など草津を元気にする「まちづくり活動」に利用いただくフリースペースとして設置。市民ギャラリーとしての様々な企画展等も開催した。

- ・ ゆかい家：H24. 3. 30 オープン

地域の人々が誰でも、いつでも、気軽に集まり交流できる居場所として、また、仲間作りや支え合い活動の拠点として、地域住民の手により開設。



●図 10-14 縁の写真



●図 10-15 ゆかい家の写真

7) 学区まちづくり協議会によるまちづくりの実践

草津市では、平成 22 年草津市協働のまちづくり行動計画を策定し、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という考えのもとに、地域課題の解決のため、地域の皆さんが力を出し合い、まちづくりを行う住民自治組織として「まちづくり協議会」を設立された。

まちづくり協議会においては、自分たちの地域が目指す将来像の実現に向け、「地域まちづくり計画」を作成されるなど、住民による特色ある地域まちづくりを進められつつある。



[2] 都市計画との調和等

(1) 基本構想、都市計画、市町村マスタープラン、その法令に基づく様々の計画との整合性について

1) 第5次草津市総合計画との整合（再掲）

平成22年3月に策定した第5次草津市総合計画では、対象地区は、まちなかゾーンのにぎわい拠点に位置付け、誰もが楽しめる“都心部”として、商工業施設、業務オフィス、文化・レクリエーション施設、官公署などの集約化を誘導するゾーンであり、うるおい豊かでのにぎわいと交流に満ちた、まちなか居住のゾーンであるとしている。

また、対象地区に関して、商工観光において、市民生活を支える地域の商店街の振興を図るとともに、既存商業などの集積を生かし、魅力と特色ある都市の商業空間づくりを進めるとしている。

2) 第4次草津市国土利用計画との整合（再掲）

平成22年3月に策定した第4次草津市国土利用計画では、対象地区を、「にぎわい拠点」と位置づけ、本市および圏域の中心的な商業・業務・情報・文化・産業機能等の一層の集積と都心居住機能の誘導を図り、多様な都市機能の充実に努めるとしている。

土地利用方向については、にぎわい拠点である対象地区においては、市街地再開発事業等により土地の高度利用を図り、商業・業務・文化・サービス・居住機能の集積を伴う都市基盤整備を進めるとしている。また、旧東海道および中山道沿道の商店街は、歴史・文化環境を生かした街なみの形成に努め、居住環境面では、住宅地における狭い道路の解消、あるいは公園等オープンスペースの確保等、特に防火、防災面に配慮しながら、今後は、草津らしさを踏まえた都市景観の形成を進め、商業・業務機能と調和のとれた土地利用を計画的に進めるとしている。

3) 草津市都市計画マスタープランとの整合（再掲）

平成22年6月（修正）策定した、草津市都市計画マスタープランでは、対象地区を、北部中心核に位置付け、“今後は、居住機能の充実に図りつつ、医療、福祉、健康、行政、文化機能の立地を促進し、徒歩を基調とする生活圏の形成を目指します”と方向性を設定している。

また、地域別構想では、対象地区は、「草津地域」に区分されている。

「草津地域」では、地域の将来イメージを「歴史資源を魅力として活かしながら 住・商の共生が活力を高めるまち」として、「住みよいまち」「賑わいあるまち」「潤いのあるまち」の3つの視点から、方針が設定されている。

住みよいまち	
方針①	住商が共生する利便性の高いコンパクトな市街地の形成
方針②	防災対策の強化により安心して生活できる環境整備の推進
方針③	歩行者・自転車交通における安全性の確保
方針④	住みよい地域を住民が自ら形成していく仕組みづくり
賑わいあるまち	
方針①	交流機会の拡大に向けた総合的な交通体系の構築
方針②	魅力ある中心商業地の形成
方針③	歴史資源などを活用した街なか観光の育成・交流の場づくりの検討
潤いのあるまち	
方針①	身近な緑や水辺空間の充実による潤いある街なみの形成
方針②	都市的景観と住宅地景観が調和した都市景観の形成

[3] その他の事項

特になし

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	1. [6] 中心市街地活性化の基本方針において記載
	認定の手続	本基本計画は、草津市中心市街地活性化協議会との協議を経て策定
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	2. 中心市街地の位置及び区域、中心市街地の要件に適していることの説明において記載
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	9. 総合的かつ一体的推進に関する事項において記載
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	10. 中心市街地における都市機能集積の促進を図るための措置に関する事項において記載
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項において記載
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	4～8において記載
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	3. 中心市街地の活性化の目標において記載
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4～8において掲げた各事業について実施主体を記載
	事業の実施スケジュールが明確であること	4～8において掲げた各事業について、平成29年度までに完了または着手できる見込みである